

8月30日（第1日）

8月30日(水)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	野崎剛睦
11番	欠員	12番	片平司
13番	浜西金満	14番	山本一也
15番	新家勇二	16番	林久光
17番	登地靖徳	18番	欠員

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	御堂岡健	総務部長	仁城靖雄
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	山本修司
産業部長	長原和哉	土木建築部長	木村成弘
企画部長	渡辺高久	会計管理者	島津慎二
教育次長	小栗賢	危機管理監	加川英也
消防長	丸石正男	企業局長	道丹幸博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局長次長	前田憲浩

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	一般質問
日程第5	平成28年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告の訂正について
日程第6	報告第9号 平成28年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告について
日程第7	報告第10号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について

日程第 8	同意第 3 号	農業委員会の委員の過半数を認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者とするにつき同意を求めることについて
日程第 9	同意第 4 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 10	同意第 5 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 11	同意第 6 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 12	同意第 7 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 13	同意第 8 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 14	同意第 9 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 15	同意第 10 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 16	同意第 11 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 17	同意第 12 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 18	議案第 42 号	江田島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 19	議案第 43 号	江田島市教職員住宅設置及び管理条例を廃止する条例案について
日程第 20	議案第 44 号	江田島市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例案について
日程第 21	議案第 45 号	市有財産の無償譲渡について
日程第 22	議案第 46 号	市有財産の無償譲渡について
日程第 23	議案第 47 号	市有財産の無償譲渡について
日程第 24	議案第 48 号	市有財産の無償譲渡について
日程第 25	議案第 49 号	市有財産の無償譲渡について
日程第 26	議案第 50 号	市有財産の無償貸付けについて
日程第 27	議案第 51 号	呉市と江田島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
日程第 28	議案第 52 号	平成 29 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 29	議案第 53 号	平成 29 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 30	議案第 54 号	平成 29 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別

		会計補正予算（第1号）
日程第31	議案第55号	平成29年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
日程第32	議案第56号	平成29年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第33	議案第57号	平成28年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第34	議案第58号	平成28年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第35	議案第59号	平成28年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第36	議案第60号	平成28年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第37	議案第61号	平成28年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第38	議案第62号	平成28年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第39	議案第63号	平成28年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第40	議案第64号	平成28年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第41	議案第65号	平成28年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第42	議案第66号	平成28年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第43	議案第67号	平成28年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第44	議案第68号	平成28年度江田島市下水道事業会計決算の認定について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（登地靖徳君） ただいまから平成29年第4回江田島市議会定例会を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（登地靖徳君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、議員各位の御参集をお願い申し上げまして、平成29年第4回江田島市議会を開会するに当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただきまして、深く感謝申し上げます。

また、市民の皆様方には、早朝から、定例会の傍聴にお越しいただき、心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、私は、先日、久しぶりにさとうみ科学館に行ってまいりました。この8月は、江田島市に生息するカブトガニの産卵時期でもあります。カブトガニは、生まれてから13年かけて成長し、最後の脱皮を行ったあと、オスとメスに変化いたします。そして、広い海の中で出会い、つがいとなり、1年間、ずっと離れないまま、仲よく過ごし、産卵を迎えます。それが子孫繁栄につながっていくのであります。このようにカブトガニは、残された内海のわずかな干潟の中で、必死に生き、新たに産卵をし、2億年前の姿そのままを、今もなお見せてくれます。その生命の神秘さに、驚きを感じ得ません。カブトガニは13年の年月をかけて十数回の脱皮を繰り返した後、成体となります。

江田島市も、このカブトガニのように、13年前に生まれ、そして成長してまいりました。しかしながら、人口減少が今もなお続いております。私たちは、私たちの子や孫のためにも、江田島市を存続させなければなりません。そのためには、カブトガニの産卵のように、次につなげるための施策に、積極的に取り組んでいかなければならないと、強く思っているところでございます。

その施策といたしまして、1つ目は、能美海上ロッジ後の魅力ある観光宿泊施設では、このたび、優先交渉権者を決定し、いよいよ、本格的な実行のときがまいりました。

2つ目は、旧秋月小学校グラウンドを活用した「しごとの場創出事業」であります。企業誘致に向け、公募を開始いたしました。

3つ目は、江田島市手をつなぐ育成会から要望のありました、就労継続支援A型施設も、旧高田保育園を活用し、動き始めます。

また、4つ目としまして、よりよい保育環境を目指した認定こども園などの再編による保育施設再編整備事業では、保護者の皆様の理解を得ながら、事業を進めてまいります。

このように、新たな雇用の創出や子育てしやすい環境を整備することで、今後も、江田島市として、存続できるように努力してまいります。議員各位の一層の御支援と御協力をお願いいたします。

また、この市議会定例会後は、江田島市になって4回目の市議会議員選挙が予定されております。

私も、昨年の市長選挙におきまして、初めて、選挙というものを体験をいたしました。その際に、尊敬する方から、1票というのは、人の心をいただくものと教わりました。そして、候補者本人の力ではなく、支持をしてくださる方々の気持ちのこもった、その力によって、当選できるものであると、実感をいたしたところでございます。

来る選挙に臨まれる議員の皆様におかれましては、どうかくれぐれも御自愛の上、御健闘されますことを、心からお祈り申し上げます。また、この議場で再びお目にかかれ、御一緒に市政発展に尽力できることを、心待ちにいたしております。

そして、今期をもって御勇退される議員におかれましては、長年の議会活動を通じ、市政の発展に多大なる御貢献をいただきました。その御功績と御苦勞に対しまして、深甚なる敬意と感謝の意を表すものでございます。本当にありがとうございました。今後とも、変わらぬ御教示、御指導を賜りますよう心からお願いいたします。

それでは、6月開会の定例会以後の市政の主な事ごらにつきまして、12項目報告を申し上げます。

まず第1点目が、江田島SEA TO SUMMIT 2017 についてでございます。6月17日、18日の両日、江田島SEA TO SUMMIT 2017が開催され、県内外から133人の参加者がございました。6月17日には、沖美ふれあいセンターで、環境シンポジウムといたしまして、広島大学教授中坪孝之さんによります「ふるさとの川からまちづくり」と題しました基調講演と、広島湾岸トレイル協議会の田川宏規会長によります「広島湾岸トレイルの取り組み」と題しました活動報告が行われました。翌18日には、本市の自然を舞台に、サンビーチおきみをスタート地点といたしまして、カヤック、自転車、ハイクの3つのステージからなります約38kmのコースを参加者の皆様に楽しんでいただきました。開催に当たり、御協力をいただきました関係機関、企業、団体及び市民の皆様に対しまして、深く感謝申し上げます。

第2点目が、警察署使用不能時における施設提供に関する協定及び災害時の連携に関する協定の締結についてでございます。6月26日に、江田島警察署と警察署使用不能時における施設提供に関する協定の調印式を、7月12日に海上自衛隊第1術科学校と災害時の連携に関する協定の調印式を、いずれも市役所で行いました。

江田島警察署との協定は、警察署庁舎が、災害による破損等で使用不能となった場合におきまして、江田島支所の一部を警察署の仮庁舎として使用することで、警察機能を維持し、本市と江田島警察署との適切な連携を図ることを目的とするものでございます。

次に、海上自衛隊第1術科学校との協定につきましては、市内で災害が発生した場合に、市民の安全を迅速かつ円滑に確保するため、平常時や災害時における連携について必要な事項を取り決めたもので、災害時における自衛隊官舎への避難、緊急車両用の燃料の提供等を盛り込んでおります。

第3点目が、危険物施設火災訓練についてでございます。6月28日、能美町の鹿川ターミナル株式会社で、危険物施設火災訓練を実施しました。この訓練は、危険物安全週間に伴いまして実施したものでございます。防災意識の高揚と災害時における効果的な協力体制の確立を目的に、消防本部、消防団、在日米陸軍、海上自衛隊、広島海上保安部、江田島警察署など10機関、車両23台、船舶3隻、人員105人が参加をいたしました。今後も、定期的に訓練を実施いたしまして、危険物災害発生時における連携強化を図ってまいります。

第4点目が、平成29年7月九州北部豪雨に伴う緊急消防援助隊の派遣についてでございます。九州北部に甚大な被害をもたらした豪雨災害に伴いまして、7月6日、総務省消防庁長官から、緊急消防援助隊の出動要請を受け、消防本部では、直ちに福岡県に部隊の派遣をいたしました。7月20日までの15日間、延べ26人の職員を派遣し、広島県大隊の一員として、福岡県朝倉市杷木地区を中心に、行方不明者の捜索活動を行いました。

第5点目が、社会を明るくする運動 江田島市モデル地区大会についてでございます。7月9日、農村環境改善センターで、第67回“社会を明るくする運動”江田島市モデル地区大会を開催いたしました。法務省主唱の“社会を明るくする運動”は、毎年、更生保護の日であります7月1日から、1カ月を強調月間として、全国各地でさまざまな催しが行われており、本市もこれに合わせて大会を開催しております。当日は、大竹市家庭児童相談室の酒井珠江さんによります「犯罪防止、最大の予防は子育てから」と題しました講演、社会を明るくする運動作文・標語コンテストの表彰式及び作品披露、そして、本市出身のピアニスト小蔦寛二さんによります記念演奏が行われまして、約300人の来場者でにぎわいました。今後も、こうした活動を通じて、犯罪や非行のない明るい社会の実現に努めてまいります。

第6点目が、江田島市国際スポーツ親善交流会についてでございます。7月16日、スポーツセンター及び能美中学校グラウンドで、第5回江田島市国際スポーツ親善交流会を開催いたしました。この交流会は、本市に居住し、または就労しております外国人市民の皆様とスポーツを通じて、国際交流と親善を図ることを目的としたものでございます。当日は、市内の事業所に就労する外国人市民の皆様や江田島警察署の職員の方々など、外国人70人を含む123人が、サッカー8チーム、バドミントン男子12チーム、女子8チームに分かれまして、白熱した競技を繰り広げました。この交流会のほか、食文化、日本語クラブ等の国際交流事業を行いまして、外国人市民の皆様と交流を深めてまいります。

第7点目が、地域共生社会の実現に向けた市民公開講座についてでございます。7月21日、農村環境改善センターにおきまして、地域共生社会の実現に向けた、市民公開講座を開催いたしました。地域包括ケアシステムづくりの第一人者であります、か

わさき基幹相談支援センター長の中澤伸先生を講師にお招きしまして、「地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムづくり」と題しまして、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての方が、自分らしく、それぞれに役割を持ちながら社会参加できる地域共生社会の実現に向けて、どのような取り組みが必要かにつきまして、御講演をいただきました。当日は、介護や医療の現場で活躍されている方々を初め、約120人の市民の参加がございました。今後も引き続き、住みなれた地域で、健やかな生涯を過ごすために、地域の困りごとを、公的なサービスを含め、地域の皆様とともに解決する仕組みづくりであります地域包括ケアシステムづくりの取り組みを進めてまいります。

第8点目が、江田島市安全・安心まちづくり市民の集いについてでございます。7月29日、沖美ふれあいセンターで、江田島市防犯連合会の主催により、江田島市安全・安心まちづくり市民の集いが開催されました。当日は、安全・安心で住みよい江田島市の実現を目指すことを目的に、市民、各種団体、江田島警察署員の皆様など約300人が参加をいたしました。

この集いでは、安全・安心まちづくり宣言及び暴力追放宣言を表明したほか、江田島警察署員により、特殊詐欺被害防止の寸劇及び広島県警察音楽隊により演奏が行われました。

今後も、この集いを通じて、市民協働による防犯活動を展開いたしまして、防犯意識の高揚と地域安全活動の普及・啓発を図ってまいります。

第9点目が、サマーフェスタ江田島2017について、でございます。7月30日、海上自衛隊第1術科学校で、「咲かせよう みんなの笑顔 わくわくえたじま 2017」を合い言葉に、サマーフェスタ江田島2017が開催されました。当日は、小月航空基地航空学生によりファンシードリルや海上自衛隊呉音楽隊のゲスト出演のほか、子供向けの体験コーナーや納涼盆踊り大会、地元特産品などの出店販売を行いました。会場には、市内外から約5,000人の来場があり、大盛況となりました。また、地元企業を始め、各種団体や個人の方々から多くの御協賛・御協力をいただきました江田島湾海上花火大会では、2,100発の花火が夏の夜空を彩りました。販売物の売り上げや花火大会協賛金の一部は、東日本大震災の義援金として支援する予定でございます。開催に当たりまして、御尽力いただきました自衛隊関係者及び各関係機関並びに企業、団体及び市民の皆様に対しまして、深く感謝申し上げます。

第10点目が、人権強調月間における啓発行事についてでございます。毎年、8月の人権強調月間は、市役所、各支所等に横断幕やのぼりを掲げて啓発するなど、人権意識の高揚に努めております。ことしも、8月4日に、市内の主要栈橋や大型商業施設におきまして、江田島市人権擁護委員会、江田島市人権問題啓発活動推進者の会、各町の人権教育啓発推進協議会等の関係団体とともに、人権啓発に係る街頭キャンペーンを行いました。

翌5日には、大柿公民館で、江田島市人権教育啓発推進協議会の主催によりまして、テノール歌手、新垣勉さんのコンサート「魂のメッセージ」が開催されました。会場には、約290人の来場者があり、音楽を通じて人権について考えていただきました。今後も、こうした人権学習の機会を皆様を提供し、人権意識の高揚を図ってまいります。

1 1 点目が各種定期総会等についてでございます。前回の御報告以降、別紙 1 のとおり開催され、市長、副市長及び関係部長が出席をいたしました。

最後に 1 2 点目、工事請負契約の締結についてでございます。別紙 2 のとおり、契約を締結いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第 1 9 9 条の第 9 項の規定による定期監査の結果報告、並びに地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定による平成 2 9 年 5 月及び平成 2 9 年 6 月に係る例月出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。朗読は省略いたします。

以上で議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（登地靖徳君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、議長において 1 3 番 浜西金満議員、1 4 番 山本一也議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（登地靖徳君） 日程第 3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から 9 月 1 2 日までの 1 4 日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 1 4 日間と決定いたしました。

日程第 4 一般質問

○議長（登地靖徳君） 日程第 4、一般質問を行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

最初の質問、答弁は登壇し、通告項目について質問、答弁を行う総括質問方式、再質問から質問、答弁は自席で行う一問一答方式となっておりますので、よろしく願いいたします。また、類似した質問要旨は、議事進行の観点から重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは 1 番、平川博之君議員の発言を許します。

○1番（平川博之君） 皆さんおはようございます。

1番議員公明党の平川博之でございます。また、傍聴席の皆様も朝早くから本当に御苦労さまです。

それでは、通告に従い、一般質問をいたします。

来年4月より施行される社会保障制度の確立を図るための改革として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国は財政的な措置の見直しを取り組むとしております。本市としても、大幅に変わる制度改革に向け、どのように取り組んでいくのか、次の3点をお伺いします。

1、市として国保の制度改正についてどのように取り組むのか。

2、保険者努力支援制度の取り組み評価について。

3、財政措置の見直しに伴い、本市は乳幼児医療費助成の拡充を行うのか。

次に、予防事業についてでございます。これまで健康推進や介護予防のためのさまざまな予防事業を行ってきておりますが、明岳市長もさまざまな集まりなどでも健康寿命についてよく語られております。そこで、今後こういった予防事業について、市として取り組む予定があるのか。

以上4点、市の方針、考え方についてお伺いいたします。以上よろしくお願ひいたします。

○議長（登地靖徳君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 平川議員から、2項目、4点の御質問をいただきました。項目ごとに、順にお答えをさせていただきます。

初めに、1項目目の、平成30年度からの国保制度改正についてお答えをさせていただきます。

1点目の、市はどのように取り組むのかについてでございます。

平成30年度から国民健康保険の運営を、都道府県へと移す医療保険制度がスタートいたします。慢性的な赤字運営を続ける国民健康保険の運営の中心的な役割を都道府県が担うことで、市町村の財政を安定化させる狙いがございます。現在、広島県における国民健康保険の県単位化に伴いまして、広島県と県内市町で構成します、広島県国民健康保険広域化等連携会議におきまして、先の市議会全員協議会でお示ししました、市町村国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し、国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険税率の算定方法に関する事項等の9項目から構成されます、広島県国民健康保険運営方針の策定作業を進めております。本運営方針策定後には、県単位化後に対応する国民健康保険特別会計の予算編成作業や、江田島市国民健康保険税条例の改正を行うスケジュールとなっております。なお、議会及び市民の皆様に対しましては、制度改革に関係する周知を丁寧に行ってまいります。

次に、2点目の、保険者努力支援制度の取り組み・評価についてでございます。保険者努力支援制度は、平成30年度からの医療費適正化に向けた市町村の取り組みを指標化し、実施状況を評価して、国が財政支援を行う制度でございます。この評価対象となる取り組みにつきましては、保険者共通の指標としまして、特定健診の受診率・特定保

健指導の実施率、後発医薬品の使用促進等の6項目、国民健康保険固有の指標とし、国民健康保険税の収納率、データヘルス計画の策定状況等の5項目があり、あわせて11項目が指標とされております。この指標の取り組み状況による評価結果に基づき、国からの市町村への財政支援が決まることとなります。この保険者努力支援制度において、本市の取り組みが高評価を得られるように、今後も医療費の適正化対策を推し進めてまいります。

次に、3点目の財政措置の見直しに伴い、本市は乳幼児医療費助成の拡充を行うのかの御質問にお答えをさせていただきます。

これまで国は、市町村が独自に行う乳幼児医療費助成に伴う国民健康保険医療費の増額部分につきましては、国庫の公平な配分の観点から、該当する市町村が負担することとしてまいりました。平成30年度からは、市町村の少子化対策の取り組みを支援する観点から、この医療費増額部分に対しまして、未就学児までは国が財政負担を行うこととなりました。本市では、子育てしやすい環境づくりの取り組みの一環とし、昨年8月1日から乳幼児医療費助成制度の対象を小学3年生から小学6年生までに拡充し、374名の追加助成を行っております。制度拡充につきましては、今年度、新たに実施しております、定住促進通学費支援事業及び定住促進奨学金返還支援事業など、子育て支援施策全体の効果検証を踏まえた上で、研究をしてみたい、このように考えております。

続きまして、2項目目の予防事業についてお答えをさせていただきます。

健康推進事業及び介護予防事業の今後の取り組みについてのお尋ねでございます。

まず、健康推進事業につきましては、第2次健康江田島21計画で目標の第一に、自分の健康状態を自分で管理していこう、と掲げておりますとおり、まずは、毎年、特定健診、がん検診を受診し、健診結果から、自分の健康状態を正しく理解することが重要となります。

本市では平成26年度から、毎年6月から9月までの受診期間を、これを翌年1月まで延長したことや、がん検診の受診医療機関を呉市、広島市にまで拡充したこと、また、特定健診の自己負担の無料化を実施し、さらに、平成27年度からは、健診を受診されていない方、健康未受診者に対する受診勧奨通知の送付を行ってまいりました。これらの事業が功を奏して特定健診の受診率が、平成27年度の30.5%から平成28年度33.2%と微増傾向にあります。しかし、特定健診受診者質問票の結果、健診結果に異常値があっても、今後も生活を改善するつもりがない人の割合は、県平均29.8%に対しまして、本市は38.8%、特定保健指導の対象となっても、特定保健指導を受けるつもりがない人の割合は、県平均57.9%に対しまして、本市は63.8%と、いずれも県平均を上回っております。このような市民の皆様の健康管理に対する意識のあり方が、本市の健康課題であると分析をいたしております。

今後は、精密検査や治療、食事や運動等の生活習慣の改善が必要な市民の方に対しまして、精密検査の受診勧奨や、特定保健指導の利用勧奨に、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

健康寿命の延伸を実現するためには、市民一人一人が、健康づくりに主体的に取り組

むとともに、行政はもとより、地域や関係団体、学校、医療機関、職域などが連携していく必要がございます。近所や地域で声をかけ合い、支え合うことで、生きがいや楽しみ、安心が生まれ、その結果、人は元気でいられるという研究結果が多くの研究者から報告されております。

健康診断の健診自己負担金の無料化、受診勧奨通知の送付、受診期間の延長、委託医療機関の拡大等の対策には限界がございます。

今後は、みんなで健診を受けよう、食事に気をつけよう、体を動かそう、こういった地域全体としての機運の高まりや、市民同士の声かけが必要であるかと考えております。健康づくりは地域づくりという視点で、第2次健康江田島21計画が将来像として掲げます、一人一人の健康な毎日をみんなで支え、実現するまち、これを目指して今後も引き続き市民の健康づくりに取り組んでまいります。

続きまして、介護予防事業についてでございます。

現在、市が行っています主な介護予防事業は、3つございます。

1つ目は、介護予防把握事業です。これは、アンケートや訪問などの方法によりまして、何らかの支援を必要といたします高齢者の方を、早期に把握いたしまして、介護予防教室や住民運営によります通いの場などの予防活動につなげていくものでございます。

2つ目は、介護予防普及啓発事業でございます。これは、運動機能や認知機能の向上を目的としました介護予防教室を、3カ月を1クールとしまして、4町で行うものでございます。ひきこもりがちな方や、地域の方と触れ合うきっかけがつかめない方が、社会参加できますように、希望者の方には送迎を行い、実施しております。

3つ目は、地域介護予防活動支援事業でございます。これは、年齢や心身の状態に関係なく、誰でも一緒に参加することのできる、地域づくりによる介護予防、住民運営による通いの場の立ち上げや活動を支援していくものでございます。

このような取り組みの中でも特に重点的に行っている事業は、3つ目に申し上げました住民運営による通いの場の立ち上げとその活動支援でございます。この通いの場は、本年、平成29年7月末現在、52カ所で実施されておりました、763人の市民に皆さんに参加いただいております。

国は高齢者人口の10%の参加率を、この事業の目標としておりました、本市は現在7.5%です。頑張っておりますけれども、今現在でも県内でも先進的な取り組みとしまして、評価されております。集いの場では、体や心に自信のない高齢者の方から元気な高齢者の方まで、誰もが一緒に行える百歳体操を取り入れております。市民の皆様が自主的に声をかけ合って参加し、会場準備や体操のDVDのセットまで行っていただいております。この取り組みによりまして、筋力の向上が見られ、また、通いの場が参加者同士の支え合い、見守りの場となり、自分のことは自分とする自助や、住民同士が支え合う互助の意識が、この取り組みを通して高まっております。

市民の皆様が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことができる地域社会を形成するためには、自助・互助・共助・公助の総合力が問われてまいります。

今後は、通いの場を自治会単位など、より市民の皆様身近な場所へと広げていきまして、元気な高齢者だけでなく、体や心に自信のない高齢者の方も含めた高齢者の方全

体の社会参加を推進をしております。あわせまして、自助・互助の力を高める普及啓発にさらに取り組みまして、支え合いの意識を育て、安心して生活ができる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） それでは、各項目ごとについて再質問をさせていただきます。

最初に、先日新聞にこういった記事が掲載されておりましたが、市区町村の35%は加入者が支払う保険料が上がると予想されていますが、本市はどうなるのか、この部分は加入者の方が大変興味というか、本当に関心を持つことなので、丁寧にお答えください。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 御質問ありがとうございます。

私自身も先日の中国新聞に掲載されておりました、議員お示しいただきました国保料35%が上昇を予想。来年4月都道府県に運営移管という、この記事を見させていただきました。福祉保健部を所掌する部長として大変責任の重さを痛感しておるところでございます。

ただいま御質問をいただきました、この国に制度が移管された後、江田島市の保険税率はどうなるのかという御質問についてお答えをさせていただきます。先ほど市長のほうからも答弁をさせていただきましたように、現在、県と市町で調整している段階でございます。来年1月には公表する予定で準備を進めさせていただいております。本市におきましても、この35%の市町が上昇を予想しておりますとおり、本市の現段階での分析結果では上昇するのではないかという見込みを立てておるところでございます。

その理由でございますけれども、主には3点ございます。

まず1点目としまして、平成27年度の県内平均の1人当たりの保険税額は、9万3,240円でございます。これに対しまして、本市の保険税額が8万7,046円でございます。と申しますと、県平均と比較しますと約7%低いというのが現在の本市の保険税でございます。これは県内23市町中、16番目という低い位置に現在はございます。

2点目の理由でございますけれども、本市は平成24年度から保険税率を据え置いております。これは財政運営を安定化させるため基金などを持っておりますので、24年から保険税率は据え置いておりますけれども、28年度には財政調整基金を取り崩して運営をさせていただいておるということで、県内の保険税率と比べて現在低い位置にあるということと、これまで24年度から保険税率は据え置いておりますけれども、基金を取り崩しながら保険税の安定化を図ってきたという、この2つの理由。

そしてこれから先1人当たりの医療費の伸びが見込まれる、これが3つの理由でございますけれども、ちなみに今の国民健康保険制度になりました、平成22年度には、江田島市の国民健康保険の被保険者の方は8,332人ございました。これが今現在、直近の数字で平成27年度末では、7,378人ということで、保険者の方が約1,000人近く5年間で減ってきております。しかしながら、国民健康保険の医療費でござい

ますけれども、平成22年には29億1,150万円、1,000人減った平成27年度末には、同じく29億9,290万円と、保険者の方が1,000人減っているにもかかわらず、医療費のほうは29億台と同等の額を用意しておりますので、これを1人当たりの医療費で見ますと、22年度には1人当たり34万9,000円、約1人当たり35万円の医療費が保険者の方にかかっておりますが、平成27年度には1人当たり40万5,000円ということで、5年間で5万円ほど医療費が上がってきております。ですので、今現在江田島市の国民健康保険税は24年度から据え置いているので、県内的には低い位置にある。けれども医療費としては増加傾向にあるということがございますので、30年からかかる医療費を県全体で案分していくという考え方がございますので、今県内的に低い位置にあるけれども、医療費は高い位置にある江田島市においては、若干上がるのではないかと、このように見込んでおります。

しかしながら、じゃあなぜ県単位化するのかということでございますけれども、本市では保険者が8,000人台から現在7,000人台、そして平成29年度末には6,000人台になることが見込まれております。ですので、医療費はこれからどんどん、どんどん高くなっていく。それを数少ない保険者で支えていくというよりは、県全体で支えていただいたほうがこれから医療費が急激に上がることが見込まれますけれども、県全体で平準化していただくほうがこの上がり幅が少なくなるのではないかとということで、その部分のメリットがございますので、県単位化の中で頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） ありがとうございます。本当に苦しむのは市民の皆様だと思いますので、今後もそういった努力もわかりましたけども、引き続きお願いしたいと思います。

じゃあ続けて、今度は保険者努力支援制度について若干ちょっとお伺いしたいんですが、評価対象となる11項目について詳しく説明をお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 先ほどの市長答弁では11項目のうち4項目を披露させていただきましたが、全11項目について御説明をさせていただきます。

保険者共通の6指標と、国保固有の5つの計11がございます。

まず1番目に、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率、これが評価の対象となります。皆さんに検診を受けていただく率、また検診を受けた後、保健指導が必要な方が保健指導を受けていただく率、これが評価されるということでございます。

2番目に、がん検診の受診率、歯科検診の実施の状況でございます。これは先ほどと同じように本市が実施させていただいております、がん検診に市民の皆さんがどのように受診していただいているか、この率が評価されるということと、歯科検診については、実施をしていない自治体もございますので、歯科検診を実施しているのか、していないのか、こういったことが評価されるということでございます。

3項目目が、糖尿病成人症などの重症化予防事業実施状況です。糖尿病をもととしま

して、腎臓などの機能に不全が発生しますと、この重症化によって医療費が随分かかることになることとなりますので、こういう素養を持っておられる方に対して、保健指導などを行っているかどうか、こういうことが評価されるということでございます。

4つ目が、予防健康づくりの取り組みの実施状況ということで、これは予防事業や健康事業にその市町がどのように取り組んでおるか、これを評価するものでございまして、例えば広島県が現在実施しております健康づくりに対する取り組みに参加するとポイントを付与するなどの制度を広島県や広島市などが行ってありますが、そういう事業を行っているかどうかということでありまして、検診の結果を市民の皆さんにわかりやすいような、例えばグラフを用いたりですとか、具体的な数字を用いて検診の情報提供をしているかどうか、こういうことが評価されるというものでございます。

5つ目が、重複服用者への取り組み状況ということで、これは同一月に3つ以上の医療機関から同じ薬効、同じ薬の効果を持つ薬の投与を受けている方、そういう方に対して、3つ以上の医療機関から同じような薬をもらう、そういうような受診はやめてくださいねと、そういうふうな働きかけをする、そういったものが評価されるということでございます。

6つ目が、後発医薬品の使用促進ということで、これは広く知られております、同じ薬であれば、ジェネリック薬品を使ってくださいねということをお願いするというものでございます。

7つ目が、保険料の収納率の向上対策、これはそのとおり保険料の収納率の対策をどのようにしているかというものを評価するというものでございます。

8つ目が、データヘルス計画の策定状況、これは本市でも策定しておりますが、この計画を策定していない自治体などもございますので、策定しているのか、していないかということで評価されるというものでございます。

9つ目が、医療費通知の実施状況、国保を受けていただいている方には、あなたは医療費を今これぐらい使っていますよという医療費通知を本市もやらせていただいておりますが、そういうことを実施しているか、していないかを評価するもの。

10番目が、地域包括ケアの取り組みということで、これは先ほど来から市町答弁でもありましたように、これから地域ぐるみで健康づくりをしていく取り組みを市としてどのように取り組んでいるか、これを評価していただくものでございます。

最後になりますが、第三者求償事務の取り組みということで、これは聞きなれない言葉なんですけど、第三者の方、ですから交通事故などで加害と被害の関係がございませけれども、交通事故で被害に遭った方に係る医療費というのは、本来加害者の方が払うべきものでありますけれども、それを国民健康保険のほうで市民の皆さんから負担して払うというのはおかしいということで、加害者と被害者の関係がある、これに関して医療費がかかった場合は、加害者の方にこの医療費を請求すると、こういった取り組みをしているのかどうかということに対する、以上11項目の評価指標、この11項目に保険者であります市町が一生懸命取り組んでいるかどうかを評価点として国のほうで評価をしていただきまして、よく頑張っている市町に対しては国が財政支援をしていただく、こういった制度でございます。

大変長くなりましたけれども、この11項目については、先ほど市長答弁にもございましたように、市としましても一生懸命取り組んでいって、なるべく国からの財政支援が得られるように頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） 本当にしっかりと国からのそういった援助もまたしっかり受け入れて、安定した運営ができるように今後もお願いしたいと思います。

続けて、特定健診受診者の健診結果に、先ほど市長からの答弁でもありましたが、異常値があっても改善をしようとしらない人が県平均を大きく上回っているというふうに市長の答弁でありました。

市として、精密検査や保健指導に取り組むと言っておりましたが、今後は市からだけでなく、横の連携等も重要になってくると思います。これらについてどう思われているのかお答えください。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 先ほどの市長答弁と重なる部分がございますが、私どものほうでは、受診勧奨の取り組みをさせていただいたり、検診の受診期間を長くさせていただいたりですとか、または呉市や広島市の医療機関でも検診を受けるようにさせていただいたりとか、物理的に打てる手はさまざま打たせていただいております。

しかしながら、まだまだ検診率が伸びないという状態がございますので、これからは地域づくり、地域づくりは健康づくり、健康づくりは地域づくりという中で、住民運営の通いの場なども一生懸命取り組ませていただいておりますけれども、そういった市民の皆様方の中から、みんなで支え合って、みんなが元気な地域づくりをしていくことが大切だよといった、そういった機運を盛り上げていく、市全体としてはみんなで支え合って、みんなで声をかけ合って、守り合ってみんなで元気になっていこう、そういう機運づくりに対して、まちづくり協議会の皆さんですとか、自治会の皆さんですとか、きょうたくさん来ていただいておりますけれども、女性会の皆さんですとか、そういった各種団体機関に御協力をお願いしていきながら、地域全体でみんなで元気な江田島市をつくるんだ、そういう機運づくりこれから一生懸命、今まで以上に取り組んでいきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） 本当にしっかりと、悪い人には悪いように対処を今後もお願いしたいと思います。本当に私も横の連携がすごく重要だと思いますので、この点もひとつよろしくお願いたします。

次に、重症化予防の取り組みについて、かかりつけ医との、これさっきとちょっと重複するようなんです、かかりつけ医と連携した取り組みはどのようになっているのか、この点についてお答えください。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） ありがとうございます。

重症化予防の取り組みについては、市内の医療機関の皆様との連携が欠かせません。市内医療機関の医師の先生方によって構成されております住民健診等保険事業推進会議というのを設置させていただいておりますが、この中で住民健診や重症化予防事業などについての御理解をいただきながら、この会議で連携を図りつつ実施させていただいております。

具体的な取り組みとしましては、主治医の方に対象者を事前に確認をさせていただいた後、主治医の先生の同意のもとに、対象の方への勧奨通知を送付させていただいております。また、事業実施に当たりましては、主治医の先生から生活指導確認書を提示していただいた上で、本市の保健師でありますとか、管理栄養士などが指導する際の基準や目標値などを設定した上で、保健指導を実施させていただいております。

ちなみに、重症化予防実施修了者は、平成27年度は5名の方が、平成28年度には12名の方が、この重症化予防の実施を受けていただいております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） ありがとうございます。本当引き続きこの点もお願いしたいと思います。

次に、先ほどもありましたが、重複服薬者に対する取り組みで、月に3つ以上の医療機関より薬剤の投与を受けているものに対してのもの、何らかのアプローチ等実施はできているのか、この点についてお伺いします。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 重複服薬者への取り組みについての御質問でございます。

これまでこの取り組みはできておりませんでした。平成29年度より予算をいただきまして、同じ種類の薬を60日以上服薬している方に対しまして、保健師や看護師が訪問をして指導を行います事業を実施予定をしております。まだスタートは切れておりませんが、本年度からこの事業を委託しまして、スタートしてきておりますが、現在その調査を進めておりますが、この対象者の方が今時点で28名市内にいらっしゃるということがわかっております。現在このリストを作成して、リスト作成の後に保健師、看護師が訪問して、その方への指導を行うと、このような計画を立てさせていただいております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） そういった方が1人でも少なくなるように、今後もしっかり取り組んで、今年度からの取り組みということなので、しっかりとお願いしたいと思います。

これは私提案でございますが、先ほどから住民の予防、また健康づくりの取り組みや成果に対し、ポイント等を付与して、ポイント数に応じ、報酬を設ける等の取り組みを推進する事業はできないか、そうすることによりまして、その保険料の削減にもつながると思いますし、皆様がやる気になるんじゃないかと思うんですが、この点についてち

よっとお答えいただけたらと思います。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 昨年度末から広島県が始めた制度としまして、広島ヘルスケアポイントという、カープのカードが今ならつくれますよということで、大変たくさんの方がつくったというふうに伺っておるんですけれども、この広島ヘルスケアポイントの制度でありますとか、近隣では広島市が高齢者生き生き活動ポイント事業というのをやっております。私も市民の方から、広島市がこういう制度をやっているの、江田島市でもぜひやってはどうかということで、貴重な御提案をいただきました。広島ヘルスケアポイント、これ県がやっているほうのカードで、そのカードを持って検診を受けたりですとか、健康事業などに参加したらポイントがたまるという制度なんですけれども、これはスマートフォンやパソコンなどが使えませんかとか、うまく運用できないという制度でございまして、直近の情報で聞いたところによりますと、この広島県のヘルスケアポイント制度には1万7,000の方がカードを発行していらっしゃるんですけども、実際にそのカードを使っていらっしゃる方が1,300人ということで、10%に満たない利用状況ということですので、やはりパソコンやスマートフォンを使ってポイント制度をやるよりも、広島市のほうが今実施しておられます、高齢者の生き生き活動ポイント事業、こちらのほうが江田島市にはなじむのかなというふうに感じております。これは先ほどの健診に皆さんで受診していただく取り組みをやっていたりですとか、介護予防の教室に参加していただいたりですとか、または御近所の少し手助けが必要な方のお買い物とか、ごみ出しとか、そういうことを支援していただいたりですとか、そういうことでポイントがたまる制度であるというふうに伺っておりますので、江田島市でもぜひそういったことについて、御近所同士の助け合いの中で地域みんなで元気になっていく、そういう制度のために活用できないかどうか、前向きに検討していきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） ぜひとも前向きに検討していただけたらと思います。

続きまして、乳幼児医療費の助成について、これも提案という格好になるんですが、昨年、小学校3年生から6年生までに助成が拡充しまして、大変厳しい問題となると思えますけど、私としては、せめて義務教育の期間、中学3年生までの期間までは医療費の助成を進めていただけたらと思うんですが、これについてお答えいただきたいと思えます。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） ありがとうございます。

昨年8月から実施させていただきました、乳幼児医療費の助成制度の拡充についての御質問でございます。

これまで小学校3年生まで助成をさせていただいたものを、小学校6年生まで拡充をさせていただきました。1年が経過してきておりますが、平成28年度の乳幼児医療費の助成の実績で申しますと、29年4月1日現在で、1,602名の方が対象となって

おります。1,602名の方に御利用いただいた28年度の実績でいきますと、3,000万円ほど、事務費なども含めると、3,152万5,000円ほどこの乳幼児医療費助成のために予算をいただき、助成をさせていただいておるところでございますが、これを仮に中学3年生までこの助成制度を拡充させていただきますと、さらに1,050万円ほど財源が必要になってまいります。これを高校3年生まで拡充させていただきますと、さらに1,080万円ほど必要になりますので、義務教育までということになりますと、4,000万円ほど予算が必要になってまいります。今現在よりプラス、1,000万円ほどの財源が必要になってまいりますので、先ほど市長答弁のほうにもございましたように、子育て支援施策にはさまざまな施策を現在実施させていただいております。29年4月からは通学費の支援でありますとか、または奨学金の返還の支援、そういったものもさせていただいておりますので、市長答弁と重なりますが、子育て支援施策全体を検証しながら、この4,000万円の財源をどのように生み出して、またはその貴重な財源をどこの施策に重点的に使わせていただくのがいいのか、これについてはもう少し研究をさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） 私が強く思っておるので申しわけないんですが、そういったことがなかなか難しいことであれば、さまざまな、低所得者に対する助成のこととか、いろいろ検討させていただいて、前向きにこの部分も取り組んで、ぜひとも実現していただけたらと思いますので、お願いいたします。

最後の予防事業について、これも私の提案となりますけど、これまで多くの方が、江田島市は今頑張っています、百歳体操なども継続して行ってやってきておりますが、そこで例えば、先ほどの市長の答弁の中にもありました、筋力の向上という部分がありましたけども、本当に1年に1回で構いません。本当に簡単なそういった体力テストを行うことによって、例えばどうせやるんだからその人がやる気になるように、私は去年より上がったわとか、ちょっと落ちちよるわとか、いろいろやりながら、その人のやる気を起こすような何かそういった事業というか対策ができないか、ちょっとこの点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 体力テストなど市民の皆さんが健康づくりに関心を持つ機会をふやしてはどうかという趣旨の御質問であろうかと思っております。

本市ではただいま市長の答弁にもございましたように、市民の皆さんが主体となって運営していただく集いの場、通いの場、生き生き百歳体操を通じた御近所同士の声のかけ合いの中で身近な地域の中、身近なお友達関係の中で健康づくりに意識を持っていただく場所をつくるということに一生懸命取り組みをさせていただいております。

今体力づくりのためにそういった測定の場面を設けてはどうかという御提案でございますが、こういったものについては、今度は教育委員会のスポーツ施策との関連にもなるとは思うんですけども、体力測定に対してそういった機会をふやしていく、そういうことについても市民の皆さんの健康意識の向上という観点から、横の連携を持

ちまして検討させていただければと思います。

貴重な御提案ありがとうございます。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） 最後ですが、予防事業といっても本当に今言ったように成果が出るか、出んかで随分その人の気持ちも変わってくると思いますので、今後もぜひ例えば敬老会等そういった部分で握力を握るとか、そういった簡単なことでできるものがあれば、そういった場所を利用しながらぜひとも取り組んでいただけたらと思いますので、お願いします。

最後ですが、本当にこういった予防事業についても不安を抱えながら生活を送っている高齢者の方々が安心な暮らしを確保するため、また子育て世代の若い方が安心して暮らしていただけるよう、行政職にかかわる皆様の果敢なるチャレンジに期待して、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○議長（登地靖徳君） 以上で、1番、平川議員の一般質問を終わります。

この際暫時休憩をいたします。11時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時07分）

（再開 11時15分）

○議長（登地靖徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番 酒永光志議員の発言を許します。

○2番（酒永光志君） おはようございます。

2番議員の酒永光志でございます。傍聴席の皆様、本日は傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。

本定例会は、我々議員の今任期最後の定例会でございます。私が最後の質問者となります。緊張感を持って質問に臨みたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

平成27年に策定され、本年6月に見直された第2次江田島市財政計画について、次の6点について伺います。

1点目は、今回の見直しで平成31年度までの財源不足が14億円から21億円に拡大となっておりますが、その要因を伺います。

2点目は、合併特例債について発行期限が平成27年度から、平成31年度まで延長されました。この延長に伴い、江田島市の合併特例債の発行可能額の推移と今後の発行見込み額について伺います。

3点目は、臨時財政対策債について、今後の国の動向と交付税の算定において、臨時財政対策債をはじめとする各種起債の償還額を基準財政需要額へ参入する制度の不安定さについて市の考えを伺います。

4点目は、財政調整基金について、今後どのような考えのもとで取り扱いをしていくのか、またこれからの財政運営上、財政調整基金についてどれぐらいの基金残高を確保すべきか伺います。

5点目は、財政諸指標について伺います。主な財政指標に標準財政規模、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率等がありますが、今回示された指標について市長の思い

を伺います。

最後に6点目として、健全な財政運営に向けた今後の市の取り組みについて伺います。
以上、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 酒永議員から市の財政計画につきまして6点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の財源不足額の拡大要因についてでございます。

このたびの第2次江田島市財政計画の見直しでは、平成27年の計画策定時以降、具体的な方向性が定まった事業の追加・見直しを行ったものでございます。

これにより、歳入歳出ともに、当初計画より予算規模が増加し、平成27年度から平成31年度までの計画期間中の財源不足額は、当初計画の約14億円から約21億円に拡大をいたしております。

歳出におきまして、平成31年度の合併特例債の発行期限を控えまして、消防庁舎建設事業や保育施設整備事業、公共施設再編整備事業などの大規模事業の実施に伴います普通建設事業費の増加、また交流人口の拡大や観光振興のエンジンとして必要な魅力ある宿泊観光関連施設整備費補助の創設、そして、市債の借入額の増に伴います公債費などが当初計画より増加しております。

これら歳出の増加額が多くなったことが、財源不足額拡大の要因と考えております。

次に、2点目の合併特例債の発行可能額の推移と今後についてでございます。

本市の合併特例債の発行可能額は、合併時の人口などにに基づき算出されまして、地域振興基金造成分を除きまして、153億3,880万円となっております。これは合併時から、変わりはありません。

これまで、本庁移転に伴う庁舎整備、まちづくり拠点施設整備としての公共施設再編整備、江田島小学校や能美中学校など小・中学校施設等の新築・改修、小用港ウシイシ地区整備に係る港湾整備事業県負担金などにこれを充当いたしております。

その結果、発行累計額は、平成28年度末現在で、地域振興基金造成分を除いて、39億3,560万円となっております。

今後は、消防庁舎建設や保育施設の整備、公共施設再編整備など、平成31年度までに、59億2,270万円の発行が見込まれております。

これによりまして、合併特例債の発行総額の見込みは、98億5,830万円となり、発行可能額に対する割合は、64.3%、このようになる見込みでございます。

次に、3点目の臨時財政対策債について、国の動向及び交付税算定において基準財政需要額に算入する制度の不安定さについての御質問がございました。

臨時財政対策債は、地方交付税に関連した地方債の一つであります。国税の一部を、地方交付税として地方に配分する際に不足する額を、国と地方で折半し、借り入れる地方債で、平成13年度から制度が始まりました。この償還金につきましては、全額が後年度に、普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

臨時財政対策債は、本来、交付税として措置されます一般財源が、地方債に振りかえ

られたものでありまして、当年度においては、交付税の代替として、貴重な財源でもあります。

しかしながら、後年度におきまして、基準財政需要額に算入されるとはいえ、これは国の地方財政計画や地方交付税制度の見直しなどによりまして、影響を受けることも考えられます。

今後も、地方交付税総額に対する国税が不足する場合には、臨時財政対策債への振りかえが行われるものと思われまますので、これは国の政策を注視しながら、財政運営を行ってまいります。

次に、4点目の財政調整基金の今後の取り扱い及び基金残高の確保について、でございます。

一般会計の平成28年度末現在の基金残高は、財政調整基金57億5,950万円をはじめ、減債基金、特定目的基金など19の基金で合計100億4,350万円となっております。

財政計画の収支見通しで見込まれる財源不足額につきましては、財政調整基金を取り崩すこととしております。これによりまして、平成31年度末の財政調整基金残高は、約25億6,800万円となる見込みでございます。

財政調整基金の適正規模は、一般的には、標準財政規模の10%が適正と言われておりまして、本市では、10億円程度がその規模となります。平成31年度末の基金残高は、これを上回っております。しかしながら、財政調整基金は、災害や急激な経済変動による財源調整などに対応する基金でございます。財政調整基金の一定額を確保するためには、地域振興基金をはじめといたします特定目的基金の有効活用やあり方につきまして検討を行い、今後の財政運営に支障が出ないよう努めてまいります。

次に、5点目の主な財政指標について、でございます。

平成28年度の決算では、標準財政規模は前年度比4億3,300万円減の95億8,700万円、財政力指数は前年度比0.01ポイント減の0.32、経常収支比率は前年度比3.7ポイント増の92.6%、実質公債費比率は前年度比0.8ポイント減の6.6%となりました。財政計画期間中の財政指標につきましては、標準財政規模は、市税、地方交付税等の減によりまして、年々減少となる見込みでございます。財政力指数は、基準財政収入額、基準財政需要額の減少があるものの、減少率は小さく、ほぼ横ばいの推移を見込んでおります。

経常収支比率は、経常一般財源である市税、地方交付税等の減によりまして、年々増加し、平成31年度では96.3%となる見込みでございます。財政の硬直化が、懸念されるところでございます。実質公債費比率も、一旦減少するものの、市債借り入れの増に伴います公債費の増加や、標準財政規模の減などによりまして、増加の見込みでございます。

このように、財政状況をあらゆる種類の財政指標につきましては、今後、厳しい状況になることが見込まれております。実効性のある行財政改革を進め、財政指標の改善に向け、健全な財政運営に取り組んでまいります。

最後に、6点目の健全な財政運営に向けた今後の取り組みについて、でございます。

市税などの自主財源が少なく、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない財政構造の本市では、限られた財源をいかに有効に活用するか、これが常に問われております。また、本市の人口減少は、今後の行政運営に向けての最も重視すべき課題でありまして、人口減少傾向の改善を推し進めていかなければなりません。

この課題の解決に対しましては、平成29年度から、しごとの創出、子育てしやすい環境づくり、健康寿命の延伸、この3つの重点テーマを掲げまして、人口減少傾向の改善に向けた、施策に重点的に取り組んでおります。

当面は、これらの施策や投資的経費の増など、将来への先行投資による歳出の増加が見込まれるため、その効果を検証しながら、財政健全化に取り組んでいく必要がございます。

これまで、本市では、将来にわたって持続可能な自治体として存続するため、職員数の削減や事務事業の見直しなど、スリムで効率的な行財政運営を確立するための取り組みを進めてまいりました。

今後におきまして、歳入では、関係部局の連携強化や収納目標の設定による収納率の向上、旧秋月小学校グラウンドの無償貸し付けや未利用財産の売却の公募など未利用財産の活用・処分による自主財源の確保、そして国や県への要望活動や情報収集によりまして、本市にとってより有効な国・県支出金や助成金の活用に取り組んでまいります。

一方、歳出では、公共施設の再編整備による効率的な施設運営や維持管理経費の削減、経営の視点を持った事務改善の実施など『第3次行財政改革大綱』に掲げます『選択と集中』による効率的な行財政運営や組織体制の構築に向けた事業の見直し、これらに取り組んでまいります。

これらを進めていくためには、行政だけではなく、各種団体や地域など市民の皆様との連携を図って、今後の江田島市のあり方を共有し、バランスのとれた行財政運営に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） それでは1点目の再質問をいたします。

財源不足の拡大とともに、普通会計債における市債残高が167億円から204億円に拡大の見込みとなっております。人口2万4,000人として市民1人当たり70万円から85万円に増額となります。これが多いかそうでないかは意見は分かれるところと思いますが、市長の考えを伺います。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 市債を借り入れる制度、借金をする制度でございますけれども、単年度に多くの財源を必要といたしますそういった事業につきましては、財源の負担を平準化させる役割や、いわゆる世代間の公平のための調整機能、これを持っておりますので、有効な制度だというふうに考えております。

しかしながら、ただ漫然と起債借り入れするのではなくて、目的を持って将来を見据えながらのそういった起債の残高であるというふうに思っております。

そして、この31年度がピークとなると想定しておりますので、これ以降は減少して

いくものだというふうに思っております。

当然に借入れは少ないほうがよいというふうに思っておりますので、今後との起債残高の縮減に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） よろしく願いをいたします。

次に、財源不足に対する補填が続き、基金の見込みが財政調整基金26億円まで減少する見込みであると答弁にありました。これまで行財政改革の名のもと、市民サービスを削ってまで蓄えてきた江田島市や市民にとって大切な貯金でございます。これが一気に半額となるわけですが、これについて市長の思いを伺います。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 基金についてでございますが、議員御指摘のとおり、平成31年度では約26億円となる想定でございます。この財政調整基金は、合併以来将来の財政状況を見据えまして、市民の皆様方全体で努力してくださった結果だというふうには思っております。その当時の思いの中には、地方交付税の合併特例加算が縮減すると、そういったときの対応も含めてあったものだというふうに考えております。今はその部分を少し使わせていただきながら、また将来の市民サービスを維持するための投資も含めまして、合併特例債の期限でございます平成31年度を目標に大型事業を展開するための費用として活用させていただいております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 財政調整基金につきましては、4点目の再質問で再度お聞きしたいと思います。

2点目の、合併特例債について再質問をいたします。

平成の大合併により誕生した市町は、合併特例債を活用し、箱モノを中心とした合併慣例事業を多発したあげく、起債額の償還がかさみ、財政難に陥ったことは記憶に残るところでございます。江田島市の現在を見ますと、その全くの逆で、平成31年度の特例債発行期限まで駆け込みともいえる大規模事業が集中し、今後の発行見込み額も含め、財政の先行きについて大変不安を覚えるところでございます。

市長は、歳出がふえるのは将来への先行投資、人件費などで歳出抑制を進めていくと7月12日付中国新聞でも発言をされております。結局そのつけは市民に回ることになり、行政サービスの低下等を認めないと思います。先行投資をすとしても、身の丈に合った市民の納得する規模、事業費とし、将来負担をできるだけ抑える努力が必要と思いますが、市長の考えを伺います。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 当然に私たちもそう思っております。先行投資とありますけども、将来のための市民サービスのために今できることを行いたいというふうに思っております。それは有利な起債であります合併特例債の期限であります平成31年度までがピークだというふうに思っております。その事業を展開するに当たりましては、

議員の皆様方から御意見もいただきながら、また財政状況も含めまして、市民の皆さんにとりまして何が最善なのかを判断基準といたしまして事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

また将来負担を抑えることにつきましては、事業推進を漫然に進めるのではなくて、事業やその内容をよく精査し、将来を見据えた規模、事業としまして、最小の経費で最大の効果を求めながら努力してまいります。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ただいま努力するという言葉がありましたが、その努力を目に見えるものとし、実行に移していただきたいと思えます。

江田島市の今後3年間の事業計画を見ますと、消防本部及び能美出張所の建てかえで約25億円、認定こども園、保育園の整備で19億円、能美ロッジにかわる新宿泊施設の補助費5億円と、主なものだけでも約50億円の計画となっております。市にとって必要最小限の施設、市の将来を考慮した事業規模となっているのでしょうか。市にとって必要最小限の施設、市の将来を考慮した施設規模を考えることにより、起債借入額の減少や、自己負担の減少を図り、将来負担の増加を抑えるべきと思えますが、伺います。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 議員御指摘のとおり、将来負担を抑えるように努力し、また実行すべきだというふうには思っております。消防本部庁舎や保育施設、認定こども園など、こういった大型事業では何度も内部協議を行っております。その際に市長は私たちにせかかってくるものならいいものをつくりましょうと声をかけてくださいます。これは決して華美なもの、巨大なもの、ぜいたくなものをつくりましょうという意味ではなく、市民サービスを維持しつつも業務で必要なものを必要とし、コスト意識を持ってその事業に最適なものをつくると、これが将来市民の皆様にとってつくってよかったと言ってもらえるようなものをつくりましょうということだと理解しております。

事業推進に当たりましては、規模、建設費用を抑える手法や、そしてその施設を運営するときの維持管理経費などを抑えるような形で十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永光志議員。

○2番（酒永光志君） 投資的経費についてでございます。

財政計画には平成31年度までは大型の建設事業が続くため、増加が見込まれるが、事業実施に当たっては経費節減方法を十分検討する必要があるとなっておりますが、財政、建設、福祉、消防等、関係各機関の連携・調整は図られておりますか、伺います。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 経費節減の方法を十分に検討するための部局間連携は図られておるのかということでございます。

例えば、先ほどお話がありました消防本部の庁舎のようなそういった大型事業では、担当部局だけで進めることはあってはならないというふうに思っております。当然主担

当である消防本部、財政担当であります総務部、建築担当であります土木建築部など、常に連携をしながら進めていくことが必要でございます。

またこのような関係部局協議だけではなく、副市長を本部長といたしました検討本部会議や、関係課長が協議する幹事会などを通して、費用面や規模などの協議を行っております。

また、財政計画につきましても、幹部会議などを通して周知しており、今後はそういった予算編成の研修会などをやりまして、財源不足である本市の状況の、そういった危機感の共有をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 合併特例債、といいましても、33.5%、3割強は一般財源が必要なんですよね。例えば50億合併特例債を借りるということになりますと、16億7,500万円という一般財源が必要なんですよね。お金は財政分野が考えることじゃなくて、各部長さん方が先頭となって職員全体で江田島市の財政状況を考えた取り組みをしなければいけないと私は思います。そのような取り組みをお願いをしたいとします。

次に、3点目の臨時財政対策債について再質問をいたします。

臨時財政対策債の平成28年度残高は、前年度4億円増の73億円になっていると思います。臨時財政対策債は、後年度に元利償還金の100%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることになっております。そもそも地方交付税で交付すべき財源を地方に借金という形で押しつけをして、その借金は交付税算定の場合の基準財政需要額に算入するというやり方は、地方にとってはまことに不安定要素がつきまとうものであると思いますし、地方交付税そのものが国の裁量によるものであることから、不透明感は否めないと私は思います。

交付税に依存する本市にとって、常に安定した交付税となるよう市長会等を通じ、国への働きかけ、要望が重要と思いますが、市長の考え、今後の取り組みについて伺います。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 地方交付税は、国におきまして総額が今確保されている状況でございます。臨時財政対策債におきましては、その交付税制度のいわゆる補完の制度だというふうに思っております。地方の市や町が要望すべきものは、地方交付税制度の維持、拡充と臨時財政対策債に依存しない財源の確保だというふうに思います。国への財源確保のための要望は市長会を通して毎回行っておるところでございます。6月の議会定例会におきまして、議員の皆様方が発議・可決されました地方財政の充実、強化を求める意見書がございます。ここで要望されております地方一般財源の総額の確保や、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、また臨時財政対策債に過度に依存しないことなど、こういうことが要望されております。まさにその意見に執行部としても賛同するものでございます。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 臨時財政対策債は100%、合併特例債や過疎債は元利償還額に対し、70%が基準財政需要額に算入されたとしても、基準財政収入額の増減によってその額は左右されることとなります。交付税算入といいながら、本当に算入されているのか不安感が常にあるのはこういうところからだと思います。

それでは、4点目の財政調整基金について再質問をいたします。

答弁にありました財政調整基金は景気やカットによる大幅な税収減や、災害発生による支出増など不測の事態に対処し、長期的な視野に立った計画的で安定的な財政運営基金であると思います。

合併後においては、財政調整基金と減債基金をあわせた財政調整的基金は約17億円でしたが、平成28年度末見込みで財政調整基金58億円、減債基金9億円、計67億円に増加をしております。しかし、財政計画では平成28年度末で約58億円の財政調整の基金残高が31年度には25億円に減少する見通しとなっております。

これは平成31年度までの投資的経費の集中投資による21億円の財源不足に充当するための基金の減少であると思われ、本来の財政調整基金の目的からは私は少し外れているのではないかなと思います。

標準財政規模の10%が財政調整基金の適正規模と答弁にありました。平成32年度以降の財政が気がかりであり、これが今年度確保できるか非常に心配するところでございます。市長の考えを伺います。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 財政調整基金は、市長答弁でもございましたとおり、災害や急激な経済変動による財源調整などに対応する基金でございます。また年度間の財源の不均衡を調整するためのものでもございます。そのようなことから合併特例加算の減少や、将来のための集中投資や施設の老朽化対策などに対応するため、今まで積み立てていただいた基金を使わせていただいております。合併特例加算の終了によりまして、平成32年度以降も財源不足が生じることが予想されます。しかしながら、あるものを全て使い切るというつもりではありません。そのために行財政改革などできることを行い、基金残高が適正規模を下回らないように、またその残高を確保できるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 特定目的基金の有効活用と答弁にもありました。その中で地域振興基金約24億円の積み立てがあります。特定目的基金の中では最も多額の基金ですが、償還計画と元金の償還、また償還済み額のうちこれまで取り崩した額は幾らか伺います。あわせて、この基金の今後の取り扱いについて、資金運用も含めて伺いをします。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 地域振興基金は、合併特例債を利用して積み立てた目的基金でございます。平成28年度末では、24億2,050万の残高となっております。

て、そのうち償還、返済した額は約6億円ございます。償還計画は最後までは平成42年度までの25年間で返していく、毎年1億1,060万円を返していくというものでございます。この地域振興基金は、合併特例債の償還の終了した額だけ新市建設計画に関するソフト事業に使えるものでございます。これまでは利子分のみ事業に充ててまいりましたが、そのため取り崩しはございません。

今後は元金につきましても事業の財源として考えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 私は資金運用も含めて質問いたしました。それについての答弁をお願いします。

○議長（登地靖徳君） 島津会計管理者。

○会計管理者（島津慎二君） 公金を預かる立場として24億円、地域振興基金であれば24億円でございますが、江田島市では全ての基金の数が25基金あります。特別会計も含めてでございますが。これまでは26年度から見積もり入札により基金の運用を行ってきました。それによってそれまでの利子、財産運用収入ですね、幾らかの増額を見ることができました。今後においては、日銀のゼロ金利政策、これによって非常に金利が落ちております。そのために全国の市町においても債券運用という形をとっている団体が多々見られます。このたび9月に地方公共団体金融機構という団体がございます。これは以前ありました公営企業金融公庫、こういう団体の資産であるとか負債を引き継いで20年の10月から業務を開始しておりますが、こちらの地方金融機構債といいますが、これを購入しまして財産の運用に当たりたいと考えております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） そのようにお願いしたいと思います。24億円という貯金は、これは大変多額の貯金でございます。上手に運用をしていただいて、市として、地方公共団体として設けることはできませんが、歳入の増が図れるのが、これが一つだろうと思いますので、頑張ってくださいと思います。

次に、5点目の財政指標について再質問をいたします。

計画の見直し後では、平成31年度標準財政規模は、89億5,400万円の見込みで、歳入歳出の見込み額は171億5,800万円となっております。これは半分の財源しかないのに、その倍額を使おうとするものです。当然その差額には国、県の補助金や、その他の歳入もあると思いますが、多くは合併特例債を基本とした起債、借金の対応と思います。平成29年、30年も同様で、私はこの3年間、物すごく無理をする、後年度に重い負担を残す財政状況になると思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 先ほど来からずっとお話をさせていただいておりますけれども、平成31年度の合併特例債発行期限を控えまして、大規模な建設事業がふえてまいります。その財源といたしまして、市債が大幅に増加するという見込みでございます。議員御指摘のとおり、市債残高の増加は今後の経常経費の増加になり、財政の硬直化に

つながります。またこの3年間は無理をしているということの御指摘でございますが、しかしながら本来は平準化して事業を行うべきというところがありますけれども、今は将来行わなければならない事業を前倒して行っているものもございます。また、人口減少をいかに鈍化させるかなどの将来に向けた投資というものもございます。これらを総合的に将来を考えての事業展開ということでもありますので、今行う必要があるとも考えております。事業推進につきましては、当然に精査を行いまして、事業費を抑制し、起債、借入れが少なくなりますよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 事業推進の場合、31年度が合併特例債の期限ということになっておりますけれども、国には補助金もあります、県の補助金もあります。そういうような国県の補助金を使いながら、後の残った一般財源部分を、例えば過疎債とか辺地債であるとか、そういうような基金をお願いをして、できるだけ一般財源の支出を抑制するという努力が私は必要だろうと思います。近年、合併特例債が平成31年度が期限だと言って、私はその合併特例債一本でいけば私も見やすいだろうと思うんです、事業の実施はですね。それは規模的な分も抑制はされませんし、申請書等もこれは起債対応だけでそういう書類も必要ないと思います。ですが、今後はやはり国県の補助金をもらいながら、それに有利な起債を当てはめていく努力、こういうことを進めていただきたいと、このように思います。

財政力指数ですが、財政力指数については、0.31ということで、これは自主財源が3割しかない、いわゆる3割自治の典型的な姿であると思います。懸念とするところは、経常収支比率の上昇にあります。計画では平成29年度見込み、93.3%、30年度見込み95.5%、31年度見込みでは96%と見込まれております。経常収支比率は市の財政構造の弾力化を示すもので、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に地方税、交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかを示すものであります。これは従来から都市にあっては75%、町村にあっては70%が妥当と考えられ、これを5%超えるとその自治体の財政は弾力性を失いつつあると考えられています。

近年、どの自治体も財政的に厳しく、70%台の自治体は少ないと思いますが、90%を超え、96.3%となると、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費以外に回せる財源は残り3.7%ということになります。つまり100億円の財源があるとすれば、既に96億3,000万円は使い道が決まっており、残り3億7,000万円しか投資的経費やその他の経費に回すことしかできないということになります。

財政の硬直化は甚だしいものと言わざるを得ない状況に突入すると思いますが、財政局の見解を伺います。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 経常収支比率といったそういったものについてですけれども、ちょっとその前に先ほど国・県の補助金をというところがありました。現在におきましても合併特例債を安易に使っておるわけではなくて、なるべく国や県の補助メニ

ューを探しつつ、そのメニューがあればそれを使ってその補助裏で合併特例債を充てる
というようなこともやっておりますので、よろしく願いをいたします。

質問にあります経常収支比率、平成28年度決算では前年度比3.7%増の92.6%で財政の硬直化が進んでおります。また計画期間中も厳しい状況になることが見込まれております。この主な要因は義務的経費が44%を占めるなど、経常経費が高い割合を占めることや、経常一般財源であります市税や、普通交付税の減少によるところが大きくこの状況が今後も続くと思われれます。

このため、行財政改革の取り組みによりまして固定化しております経常経費など抑制に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 最後に6点目、健全な財政運営に向けた取り組みについて再質問をいたします。

今回、財政計画が見直されましたが、これと並行して行財政改革大綱及び実施計画の見直しが必要と思いますが、市の考えを伺います。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 議員おっしゃるとおり、財政計画、総合計画の実施計画、行財政大綱、この3つの計画は一体のものとして取り組む必要がございます。そういった取り組みに応じまして健全な行財政運営が推進できるものと考えております。

総合計画や行財政改革大綱、これの実施計画も財政計画と同様に適宜ローリングをかけていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 市職員の定数見直し、市業務の民間移行の検討に入ると市長は述べておられました。これは中国新聞ですね。私は目に見える取り組みが急務と思われれます。職員を平成36年度で現人員より28人増員するという定員適正化計画、私は平成28年2月の定例会で一般質問を行い、それは間違いであるから早急の見直しをとただしたところ、執行部の答弁は間違いではないと、回答されました。それにより平成29年度の職員採用も残念ながら計画通りの採用数となり、ここ3、4年、毎年15から16名の採用となっております。次年度の募集も始まると思いますけれども、市長が言われた職員定数の見直し、これを早急に組み込んでいただく必要があると思います。

市業務の民間移行の検討についても、具体案の検討が急がれます。財政計画書の最終ページに健全な財政運営に向けてということでこれからの方向性が示されております。言葉だけでなく、より具体的な数値目標を設定し、健全な財政運営に取り組むべきと思います。最後の質問として伺います。

○議長（登地靖徳君） 明岳市長。

○市長（明岳周作君） 酒永議員さんから財政運営に対しての取り組みについていろいろ御指摘、御指導をいただいたと思います。確かに定員適正化計画、私も就任して9カ月経過をいたします。職員と協議をする中で、この定員適正化計画も江田島市の財

政に、そして人口に見合う、そういった形に持っていきたいとは思っております。

それと先ほど来から非常にこの3年間で財政的に厳しくなるんじゃないかという、そこを踏まえて、私も酒永議員と同様、行政の経験があった上で今この立場になっております。しかしながら、先ほど来おっしゃっていただいております、合併特例債というのは、本当に有利な財源であります。私はやっておいてよかったという言葉と、やっとならばよかった、二通りの言葉がありますけども、やっとならばよかったじゃなくて、やっとならばよかったというのが私この3年間だと思います。先人の方々が財政調整基金を50数億ためていただきました。皆さんの努力です。でも今のこの江田島市の現状を踏まえた場合、消防庁舎の建てかえ、そして新しい魅力ある観光施設、誘致、子育てに関連する保育園の整備、これは今やっておかないとできない。例えば庁舎なんかは全額単市負担です。それが今先ほどもおっしゃられましたけども、約66%は国が見てくれる。これが後3年間です。とにかく今この3年間でこういった投資、建設をやっておかないと、後年江田島市民の方に負担がある、ということで今取り組んでおります。将来の子供や孫のために今必死になって取り組んで、いい江田島市にしていきたい。そして今酒永議員から行財政運営に本当に心配をしていただいていること、これは全職員が思いを一つにして今後頑張っていきたいと思っております。また具体的なものは今後議会の皆様方と御相談しながら力強くやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 今市長から言葉がございましたが、私はこの3年間の財政が心配というのではないんですね、3年間についてはまだその財政調整基金とかそこらあたりで21億円を入れるということはできます。その後なんですよ、要は今回の江田島市の財政計画の見直しについては、中期的計画なんですよ。私はその後5年の長期的な計画、そこらあたりが大変心配をしておりますので、行財政改革等も具体的な数値を挙げながら、喫緊の課題として早急な取り組みをお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（登地靖徳君） 以上で、2番、酒永議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

（休憩 12時10分）

（再開 13時00分）

日程第5 平成28年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告の訂正について

○議長（登地靖徳君） 日程第5、報告第6号 平成28年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告の訂正についてを議題といたします。

直ちに執行部からの説明を求めます。

木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） それでは、平成28年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告の訂正につきまして御説明いたします。

本報告は、6月13日開会の平成29年第3回江田島市市議会定例会において、報告第7号として御報告したところでございますが、このたび報告した内容に誤りが判明いたしましたので訂正させていただくものでございます。

正誤表をお願いいたします。

訂正内容についてでございますが、繰越明許費、繰越計算書に記載しております翌年度繰越額の財源内訳を、その他の未収入特定財源にすべきところを、一般財源としていたため、これを訂正するものでございます。

正誤表の上段の表が誤りのもの、下段の表が正しいもので、訂正箇所を下線をつけております。

誤りの理由でございますが、財源内訳欄の記載誤りによるものでございます。

なお、訂正いたしました報告第7号をおつけしておりますので、差しかえをお願いいたします。

今後このようなことがないように、十分に確認作業を行ってまいります。まことに申しわけございませんでした。

○議長（登地靖徳君） 以上で、平成28年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告の訂正についてを終わります。

日程第6 報告第9号

○議長（登地靖徳君） 日程第6、報告第9号 平成28年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第9号 平成28年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告についてでございます。

地方自治法第212条の規定による継続費に関しましては、議案書2ページの精算報告書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、報告第9号につきまして、議案書2ページの平成28年度江田島市一般会計継続費精算報告書によりまして、御説明をいたします。

このたびの継続費精算報告は、2事業でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名は庁舎整備事業費（新本庁舎整備事業）及び公共施設再編整備事業費（旧宮ノ原小学校改修事業）でございます。

初めに、庁舎整備事業費（新本庁舎整備事業）でございます。

全体計画の年割額でございます。平成27年度は、1億9,608万3,000円、平成28年度は、1億7,261万7,000円で、合計3億6,870万円でございます。

次に、中ほどの実績の欄の支出済額でございます。平成27年度は、1億9,608万1,929円、平成28年度は、1億7,260万8,471円で、合計3億6,869万400円でございます。

右側の比較の欄の年割額と支出済額の差でございます。

平成27年度は、1,071円、平成28年度は、8,529円で、合計9,600円となりました。

続きまして、公共施設再編整備事業費（旧宮ノ原小学校改修事業）でございます。

全体計画の年割額でございます。平成27年度は、5,242万6,000円、平成28年度は、1億1,088万円で、合計1億6,330万6,000円でございます。

次に、中ほどの実績欄の支出済額でございます。平成27年度は、5,242万5,360円、平成28年度は、1億582万9,200円で、合計1億5,825万4,560円でございます。

右側の比較欄の年割額と支出済額の差でございます。

平成27年度は640円、平成28年度が505万800円で、合計505万1,440円となりました。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 以上で、報告第9号の報告を終わります。

日程第7 報告第10号

○議長（登地靖徳君） 日程第7、報告第10号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてを議題といたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第10号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の審査意見書を付し、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。

よろしくお願いたします。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、報告第10号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告につきまして、御説明をいたします。

別冊となっております、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書をお願いいたします。

報告書の1ページでございます。

1、平成28年度健全化判断比率報告書でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、健全化判断比率を、次のとおり、報告するものでございます。報告する指標は、4点でございます。

(1)の総括表におきまして、区分ごとに、その数値をお示ししております。

1番目の実質赤字比率、2番目の連結実質赤字比率につきましては、赤字額がなかったことから、バーで表記をしております。

3番目の実質公債費比率は、6.6%、4番目の将来負担比率は、19.2%でございます。表の3段目、4段目にお示ししております、早期健全化基準、財政再生基準の基準値以内に、どの指標も収まっております。

この決算に基づきます、4つの指標値のうち、いずれか1つでも早期健全化基準以上になりますと、早期健全化団体となります。また、将来負担比率を除く、3つの指標値のいずれか1つでも、財政再生基準以上になりますと、財政再建団体となるものでございます。

また、2ページに、実質赤字比率の算定根拠を、3ページには、連結実質赤字比率の算定根拠を、4ページに、実質公債比率の算定根拠を、5ページには、将来負担比率の算定根拠をお示ししております。

6ページをお願いいたします。

続きまして、2、平成28年度資金不足比率報告書でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率を、次のとおり報告するものでございます。

(1)総括表におきまして、区分ごとに、その数値をお示ししております。

地方公営企業法適用企業で、水道事業会計、下水道事業会計の2事業がございます。いずれの会計も資金不足額がございませんので、バーと表記しております。

地方公営企業法非適用企業は、宿泊施設事業特別会計、交通船事業特別会計及び地域開発事業特別会計の3事業がございます。この会計につきましても、資金不足額がございませんので、バーと表記させていただいております。

それぞれの会計の資金不足比率が、経営健全化基準20%を超えますと、その公営企業につきまして、早期健全化計画の策定、個別外部監査等が求められることとなります。

また、7ページには、地方公営企業法適用企業の算定根拠を、8ページ、9ページに、地方公営企業法非適用企業の算定根拠をお示ししております。

10ページには参考といたしまして、各指標の対象範囲をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 以上で、報告第10号の報告を終わります。

先ほど報告のあった報告第10号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、佐野代表監査委員に入場していただきます。

佐野代表監査委員、登壇をお願いいたします。

○代表監査委員（佐野博隆君） 監査委員の佐野でございます。どうかよろしくお願
いいたします。

それでは、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見に
ついて御報告いたします。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を、去る8月4日
から8月17日までの間、その算定の基礎となる事項を記載した書類の精査、照合を行
うとともに、担当職員から説明を求めて、慎重に行いました。

その結果、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項
を記載した書類、並びに平成28年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎と
なる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、審査意見書をお手元に配布いたしておりますので、ごらんいただきますようお
願いいたします。

以上、御報告いたします。

○議長（登地靖徳君） これをもって、監査委員の審査意見報告を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第8 同意第3号

○議長（登地靖徳君） 日程第8、同意第3号 農業委員会の委員の過半数を認定農
業者等及び認定農業者等に準ずるものとするにつき同意を求めることについてを議
題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、同意第3号 農業委員会の委員の
過半数を認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者とするにつき同意を求めること
についてでございます。

江田島市農業委員会の委員の過半数が、認定農業者等では満たないため、これに認定
農業者等に準ずる者を加えたいので、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書
き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定によりまして、議会の同
意を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） それでは、同意第3号を説明いたします。

まず本文を4ページに、参考資料としまして5ページに同意を求めることについての
趣旨を、6、7ページには関係法令等の抜粋を添付しております。

それでは、議案書5ページの参考資料により説明させていただきます。

5ページをごらんください。

まず本ページにあります法は、農業委員会等に関する法律を、奨励は農業委員会等に関する法律施行規則を表記しております。

本同意の趣旨ですが、このたび改正された法では、農業委員会の委員は市長の任命制になり、定数は6月議会において可決されました、江田島市農業委員会の委員及び農地利用適正化委員の定数を定める条例において9人としております。

委員の構成を検討しまして、法第8条第5項本文において、原則委員の過半数は認定農業者等が占めるようにしなければならないこととなっております。

認定農業者等の定義につきましては、下の囲みにありますように、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により、市が平成26年9月に定めた基本構想の目標を達成する経営計画を立て、その計画が市に認定された個人、あるいは法人の役員等になっております。

このたび農業委員として任命したいものは、認定農業者数が3人で、定数9人の過半数の5人に満たない状況となっております。そのため法第8条第5項ただし書き及び省令第2条第1号において、本市には認定農業者が19人で、認定農業者が少ない場合に該当しています。そのため過半数要件の例外規定を適用し、認定農業者等に準ずるものを加え、過半数を占めることとしたいと考えています。

認定農業者等に準ずるものは、下の囲みにありますように、省令第2条第1号のイからヌの10項目のものが対象となっております。6から7ページに抜粋がありますので、後で御確認いただければと思います。

このたびはイの認定農業者であったもの1人、リの基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているものである個人1人、あわせて2人を加え過半数を占めたいこととしたいと考えております。ただし、この過半数要件の例外規定を適用することにつきましては、議会の同意が必要であることから、本同意を上程させていただきました。

以上で説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 一つだけ聞きたいんですが、大したことではないんですけどね。いわゆる認定農業者、今江田島市内の農業者はだんだん減ってきてよるじゃないですか。将来的にはこの認定農業者が確保できなくなるんじゃないかと思うんですが、その辺をちょっと何かあんたらの考えておるんじゃないかと思うんですが、あれば一言。

○議長（登地靖徳君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 言われるように、認定農業者制度は平成10年代に農業経営基盤機関強化促進法がつけられたときに制定されました。その当時、他産業並みの所得を設けられる農業者を育成していこうということで、現在今の基本構想の中では500万、そして就業時間は2,000時間というふうに設定されております。そして、今後確かに農家は減ってくると思いますけれど、やはり地域農業の中核となるべき生産者、

それを認定農家として認めて、制度的にもバックアップしていくようにして、地域の荒廃農地とか、雇用の確保とかに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第 9 同意第 4 号 ～ 日程第 1 7 同意第 1 2 号

○議長（登地靖徳君） 日程第 9、同意第 4 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第 1 7、同意第 1 2 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの 9 案を一括議題といたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました、同意第 4 号から同意第 1 2 号までの農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、農業委員会の委員は、議会の同意を得て、市長が任命することとなりました。

現行の農業委員会の委員の任期が、平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日で満了となりますことから、下河内昭博さんを始めとする 9 人を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定によりまして、議会の同意を求めますのでございます。

これらの方々は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方々でございます。

以上 9 件の同意でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） それでは説明させていただきます。

まずこれらの同意につきまして、それぞれ本文とその本文の次ページには参考資料としまして、江田島市農業委員会の委員に任命したいものの農業に関する経歴等についてを、そして一番最後になりますけれど 2 6、2 7 ページには関係法令等の抜粋を添付し

ております。参考としていただければと思います。

それでは議案書 8 ページをごらんください。同意第 4 号です。任命したいものは、住所、江田島市沖美町是長〇〇〇番地〇、氏名、下河内昭博さん、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、認定農業者の方です。

続きまして、議案書 10 ページをごらんください。同意第 5 号です。任命したいものは、住所、江田島市江田島町大須〇丁目〇〇番〇〇号、氏名、山田隆見さん、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、この方は認定農業者に準ずるものです。

続きまして、議案書 12 ページをごらんください。同意第 6 号です。任命したいものは、住所、江田島市能美町鹿川〇〇〇〇番地〇、氏名、田中正彦さん、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、認定農業者の方です。

続きまして、議案書 14 ページをごらんください。同意第 7 号です。任命したいものは、住所、江田島市江田島町中央〇丁目〇〇番〇号、氏名、大段幸雄さん、昭和〇〇年〇月〇日生まれ。

続きまして、議案書 16 ページをごらんください。同意第 8 号です。任命したいものは、住所、江田島市江田島町宮ノ原〇丁目〇〇番〇〇号、氏名、中下雅敏さん、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、認定農業者に準ずるものです。

続きまして、議案書 18 ページをごらんください。同意第 9 号です。任命したいものは、住所、江田島市沖美町高祖〇〇〇番地〇、氏名、前田榮子さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

続きまして、20 ページをごらんください。同意第 10 号です。任命したいものは、住所、江田島市沖美町三吉〇〇〇〇番地〇、氏名、清水正子さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれです。

続きまして、22 ページをごらんください。同意第 11 号です。任命したいものは、住所、江田島市大柿町飛渡瀬〇〇〇〇番地〇、氏名、村上浩司さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、認定農業者の方です。

続きまして、24 ページをごらんください。同意第 12 号です。任命したいものは、住所、江田島市大柿町飛渡瀬〇〇〇〇番地、氏名、中福留美さん。

以上 9 人の方は、農業委員会の所掌事項を適切に行えると考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。本 9 案に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本 9 案は、こと人事に関することですので、討論を省略し、直ちに起立による個別採決を行います。

初めに、同意第 4 号についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本案はこれに同意することに決定いたしました。
次に、同意第5号についてを採決します。
本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本案はこれに同意することに決定いたしました。
次に、同意第6号についてを採決します。
本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本案はこれに同意することに決定いたしました。
次に、同意第7号についてを採決します。
本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本案はこれに同意することに決定いたしました。
次に、同意第8号についてを採決します。
本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本案はこれに同意することに決定いたしました。
次に、同意第9号についてを採決します。
本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本案はこれに同意することに決定いたしました。
次に、同意第10号についてを採決します。
本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本案はこれに同意することに決定いたしました。
次に、同意第11号についてを採決します。
本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本案はこれに同意することに決定いたしました。
次に、同意第12号についてを採決します。
本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第18 議案第42号

○議長(登地靖徳君) 日程第18、議案第42号 江田島市消防団員の定員、任免、
給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。
直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第42号 江田島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

機能別団員の設置及び費用弁償の見直しに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） それでは、議案第42号 江田島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

内容につきましては、29ページから30ページに改正条文、31ページから33ページに参考資料として、改正する条例案、新旧対照表及び江田島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてを添付しております。

33ページの参考資料より御説明いたします。議案書の33ページをお願いいたします。

このたびの改正は、東日本大震災の教訓を踏まえ、消防団を中核とした、地域防災力の充実強化に関する法律が公布されたことを受け、江田島市消防団による第2次江田島市消防団活性化計画等検討委員会が設置され、検討の結果、現行の条文の一部を改正するものであります。

2、主な改正内容でございますが、機能別団員の設置と費用弁償の見直しでございます。まず（1）機能別団員の定義でございますが、能力や事情に応じて昼間に限定した活動、または特定の災害種別の活動を行う消防団員でございます。

設置目的でございますが、サラリーマン化による昼間における消防団員の不足を解消するため、消防団員及び消防職員のOBなどで構成する機能別団員を設置し、消防力の強化を図るものでございます。

ア、機能別消防団員の定員を93人以内とします。

イですが、機能別消防団員は、火災等の災害出動で負傷した場合などに保障される公務災害補償の対象となります。また退職報償金は既にもらっていますので対象外となっています。

次に（2）費用弁償の見直しでございますが、ア、消防団員が火災や訓練等に出動したときに支払われる費用弁償を一律に2,400円としていましたが、区分を明確にし、危険度に応じて支給額を見直します。具体的には、消防訓練、特別警戒、年末警戒及び出初め式は今までどおり2,400円、水・火災等の災害出動は3,000円、機器点検及び消防団会議は1,200円とします。

イ、水・火災等の支給単位を6時間としていましたが、年末警戒及び出初め式とあわせ、休憩時間を考慮して4時間といたしました。

費用弁償の改正案は表のとおりとなっています。

3の施行期日でございますが、平成29年10月1日といたしております。

議案書の29ページから30ページをごらんください。ただいま説明いたしました改正内容を第1条、第2条、第9条及び別表第2に規定しています。また語句の整理として、第3条第1号中、居住するを、居住しまたは勤務する、に改め、第5条第1項第4号中、定数を定員に改めます。

30ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例は平成29年11月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 済みません、先ほど間違ったことを言っております。

施行期日は、附則としてこの条例は平成29年10月1日から施行することとしております。まことに申しわけありません。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 1点だけお尋ねしますが、この33ページの機能別団員の設置を書いているんですけど、消防団員のOBとか消防職員のOBを資格要件とすとなっておるんですが、そうするとその下のほうに消防団員退職報償金支給責任共済契約の対象となるから退職金は出しませんよと書いてあるんですが、消防団員OBというのは、やっぱりその次には消防職員のOBとなっておるんじゃないけど、消防団員OBというのは今おられる一般の消防団員のOBとは違うわけなんですか。これはちょっとどうなってる。

○議長（登地靖徳君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 機能別消防団員で想定していますのは、今、分団長以下でございますと65歳までが定年となっておりますので、通常65歳で定年いたします。その一端消防団員を定年退職した方を70歳まで機能別消防団員として働いてもらうという制度でございます。

また消防職員につきましては、60歳で定年退職となっております。それで機能別団員として仕事をしてみたいという職員があれば、機能別団員になれるということでございます。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 片平議員。

○12番（片平 司君） ちょっと私は誤解しとったんじゃないけど、ということは消防団委員は全部一旦退職金をもらっとるからもうないですよと、こういう案よね。

○議長（登地靖徳君） ほかに。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 今の機能別団員ですが、これの配分ですよ、欠員の多いところと少ないところが、あるいは市外勤務の方も多い、この配分方法はどのように考えておられるのかと。それから今回条例を制定して、10月1日から施行するようになっ

ておりますが、今回補正予算を見ると、非常備消防のほうで予算を計上しとるようなんですが、これがそれに該当するかどうか、お聞きいたします。

○議長（登地靖徳君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 配分でございますけれども、例えばこの分団には何名、この分には何名というのは決めていません。全体として93人ということで考えております。例えば、3人以上はだめですよ、ここの分団は2人以上だめですよというのは定めずに、そこは余裕をもってそれぞれの分団長の中で調整ができるようにという思いで、あえて枠は決めていません。

また予算のことなんですけれども、費用弁償につきましては、9款の中の非常備消防費、9款の中の非常備消防費の中で費用弁償を予算計上しております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 今の予算の分ですが、今回補正に入れいておるということで解釈していいんですかということをお聞きして終わります。

それと、今の配分ですよ、仮に分団員が数が到達していると、しかしながらほとんどが市外の方で、定員を超えてもこの機能別分団員というのは配分されることがあるというふうに理解していいのかどうか、そこらも含めてお願いします。

○議長（登地靖徳君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 予算のことなんですけど、今回の補正予算とは関係ありません。

それと、枠なんですけど、定員を超えても機能別消防団員はその分団に配置することは可能でございます。これは議員がおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 今の予算的なものですよ。これは地方自治法で条例を制定する場合には、予算が伴う場合には予算と一緒に計上をなささいという形になっておるんですが、実際これに伴って予算はどれぐらい考えておるのかということをお聞きいたします。

○議長（登地靖徳君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） このたび費用弁償の額を改正するに当たり、10月1日から改正するに当たり、幾ら費用がかかるんだろうか、例えば災害出動、訓練、それとか会議、それを過去5年間の統計資料を出しまして幾らぐらいになるんだろうというのを出しました。その結果、今年度を含めてほぼ同額程度でありますので、予算を今、当初予算の29年度で予算化している財源をいらう必要はない。その中で対応できるということでございます。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 他には質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 43 号

○議長(登地靖徳君) 日程第 19、議案第 43 号 江田島市教職員住宅設置及び管理条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 43 号 江田島市教職員住宅設置及び管理条例を廃止する条例案についてでございます。

教職員住宅の財産区分の見直しに伴いまして、現行条例を廃止する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(登地靖徳君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第 43 号 江田島市教職員住宅設置及び管理条例を廃止する条例案についてでございます。

起案書 35 ページに廃止条文を、36 ページに参考資料を添付しております。参考資料によりまして御説明をいたしますので、36 ページをお願いいたします。

1、趣旨でございます。今回の条例の廃止は、本市の教職員住宅を供用廃止したのではなく、教職員住宅としての財産の区分を見直したことに伴いまして条例を廃止するものでございます。

次に、2、財産区分でございます。市の財産、いわゆる公有財産は、次のように区分をされます。一つは行政財産で、もう一つは普通財産でございます。その行政財産には、市役所庁舎や消防屯所のような消防施設などの建物や土地のように、市が事務事業の執行のために直接使用することを目的といたします公用財産と、公園や道路、学校や公民館等の建物やその敷地のように市民の方々が一般的な共同利用に供することを目的とした公共用財産がございます。また、普通財産は、行政財産以外のもので、廃校になった学校のように用途廃止したものなどがあります。この公共用財産は、公の施設となる場合には、設置及び管理につきましては、条例で定める必要がございます。

次に、3、これまでの規定方法についてでございます。この教職員住宅につきましては、合併前におきまして、江田島町が条例で、能美町が規則で、沖美町と大柿町が教育委員会規則で定めておりました。合併の際の事務調整を経まして、江田島市制が施行さ

れた際に、この教職員住宅を公共用財産として区分し、公の施設として条例で規定したものでございます。

次に、4、財産区分の見直し及び方針でございます。合併して12年が経過して、県内の他の市町等の状況を踏まえた上で、教職員住宅の財産区分を見直しを行いました。教職員住宅が、教職員の職務専念のための福祉向上施設的な性質を有すること、直接行政の用に供しないこと、住民が広く共同利用しないことから判断いたしますと、普通財産に区分することが適当であるといいたしました。

このことから、公の施設として、条例で定める必要がなく、江田島市教職員住宅設置及び管理条例を廃止するものでございます。

なお、条例廃止後は、教育委員会規則によって定め、今までどおり管理してまいります。

最後に、5、施行期日でございます。附則としまして、この条例は公布の日から、施行することとしております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 財産の区分を変更するということですが、何のために変更するのか、私は理解ができませんのですが、それでこれは行政財産であろうが、普通財産だろうが、市に委ねると、どちらでもいいんじゃないかということじゃないかなというように私は理解しておるわけですね。それで以前は江田島町の場合は行政財産として教職員の福利厚生に充てるという形で限定されておったわけですね。それで今回普通財産にして一般住民がそれを利用できるのかどうか、それだったら普通財産にしてもまだいいかと思うんですが、私はこれは全く意味がないのうと思って考えるんですね。

それで何が言いたいかといいますと、行政財産ということになれば、交付税算入ができると思うんですね。普通財産になると恐らくそこらがなくなるのではないかと思うんですが、この交付税の関係はいかなもんかお聞きいたします。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 交付税算定ということでございますが、今ちょっと手元に資料がございませんが、確かそのものについてはなかったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 確認したいんですが、交付税措置は関係ないと、普通財産になろうが、行政財産になろうが関係ないということでもいいのか、そのイエスかノーかをお聞きいたします。

○議長（登地靖徳君） 暫時休憩します。

（休憩 13時53分）

（再開 13時53分）

- 議長（登地靖徳君） 休憩を解いて、仁城総務部長。
- 総務部長（仁城靖雄君） 確認して、後でまた報告させてください。
- 議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。
- 9番（山本秀男君） その確認をせんと、これが私たちがオーケー、賛成、賛否はとれないので、今確認をお願いしたいと思います。
- 議長（登地靖徳君） 暫時休憩いたします。

（休憩 13時54分）

（再開 13時55分）

- 議長（登地靖徳君） それでは、休憩を解いて会議を再開します。
仁城総務部長。

- 総務部長（仁城靖雄君） 交付税措置についてはございません。
以上でございます。

- 議長（登地靖徳君） いいですか。ほかにありませんか。
（「なし」の声あり）

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第44号

- 議長（登地靖徳君） 日程第20、議案第44号 江田島市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

- 市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第44号 江田島市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例案についてでございます。

再生可能エネルギー促進のため、初期の経済的負担を軽減して、太陽光発電設備の導入促進を図ってきたところ、初期投資費用が低下し、導入促進の役割を終えましたことから、現行条例を廃止する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

す。

○議長（登地靖徳君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第44号について説明いたします。議案書38ページをお開きください。38ページ、39ページに廃止条文、40ページに附則による改正の新旧対照表、41ページに参考資料としまして、条例を廃止する条例の要旨を添付しています。41ページの要旨により説明いたします。

廃止する条例は、江田島市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例、一部改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございます。

廃止の理由としまして、環境に優しいまちづくり及び地球温暖化防止対策を推進するため、太陽光発電設備について保有初期段階の負担軽減を図ることを目的として、この制度を運用してまいりましたが、初期投資費用が低下し、導入促進の役割を終えたためでございます。

続いて、附則の説明をしますので38ページをお願いいたします。

まず施行期日についてでございます。附則第1条でこの条例の施行日を平成30年4月1日といたしております。ただし、第2条に掲げるマイナンバーの利用に関する関連条例の改正につきましては、施行日を平成31年4月1日といたしております。

次に経過措置についてでございます。今回の廃止条例案では、3つの経過措置を定めています。

まず1点目として、附則第3条1項に、廃止条例施行の際に決定を受けているもの。すなわち平成30年1月1日までに設置したものに係る固定資産税の減額決定分について、補助金交付で対応することを規定し、2点目としまして、39ページの附則第3条第2項に、平成30年1月2日から平成30年3月31日までに設置したものについても、それ以前のものと同様、固定資産税の減額相当分を補助金として交付することを規定しております。

経過措置の3点目としまして、附則第4条に、条例廃止前の不正な行為等の扱いについては、条例廃止後も同様に効力を有することを規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

片平議員。

○12番（片平 司君） この条例は26年から始まったんじゃないかと思うんじゃないけど、わずか4年で廃止するということなんじゃないけど、この前の全員協でもそういう説明があって、私も言わせてもらったんじゃないけど、やめる理由を3つほど言いましたけど、耕作放棄地を解消するとか、これ非常に私はいいいことじゃないかと思ってるんですが、一番の理由は税金が入らなくなったからなんですか。どうなんですか。3つほど言ってるんですがね、優良農地もいわゆる太陽光発電になつるとかね。だけこの制度ができたおかげで、太陽光発電もようけできたんじゃないけど、荒れた農地が太陽光発電にかわ

ったところが結構江田島市内でもあるんじゃないけどね、その辺を考えた場合にやっぱり始めてわずか4年でやめるといふんじゃないしに、最低10年ぐらいはやってみてやめるならやめるといふこと、余りにも早過ぎるんじゃないかなと思うんじゃないかね。その辺をもうちょっと説明してください。

○議長（登地靖徳君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） この条例といいますか、この制度の目的ですけど、条例に書いてありますけども、一番の目的は再生可能エネルギーの普及、すなわち太陽光発電設備の普及促進でした。それに附随する効果として、耕作放棄地対策にもなるだろう、耕作放棄地が有効活用されるであろうということでもございました。それに対しまして、これまでに9,000キロワットのパネルが設置されました。この9,000キロワットの太陽光発電設備によりまして、これは計算上ですけども、約3,500世帯分の電力を賄える計算になります。これは本市の1万2,500世帯の30%に相当するもので、これはこの制度の当初予定していた想定以上の効果があったと感じています。

それから耕作放棄地につきましても、先日晒させていただいた資料によりまして、4万平方メートル、4ヘクタールですけども、の耕作放棄地が有効活用されたということでもございます。

それからこの制度を始めまして、今年度いっぱい設置されたものもこの制度の対象とするということにしておりますので、そうしますとこの制度は5年間実施したということになります。5年間で一区切りと考えております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 理由は、理屈はいろいろとつけられるんですよ、理屈は。あんたら理屈つけるのうまいけん。それでやっぱりね今確かに高齢化がふえて、もう農業をしないという人が多いわけなんですよ。そういうところが結局はこの制度を利用して太陽光発電と、こういうふうになつとるんですよ。だから最低もうちょっと4年や5年でやめるといふんじゃないしに、最低10年ぐらいはやってもらいたかったなという思いがある。

それともう一つは、この参考資料のところ、附則の第2条に行政手続における特定の個人を識別する、いわゆるマイナンバーがここに出てくるんじゃないけど、この関連はどういうふうな、ちょっとわかるように説明してもらいたいんですが。

○議長（登地靖徳君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 附則第2条で関連条例を改正しておりますけれども、この関連条例といいますのが、マイナンバーに関する条例ですけども、マイナンバー法という法律のほうですけども、法律のほうでマイナンバーはこれこれ税金とかいろんなことに使いますという規定があります。その国の法律で定めている事務以外にマイナンバーを使う場合には、それを各自治体の条例で指定しなさいということがありまして、それを指定しているのがこの行政手続における、この長い条例なんですけども、ここに太陽光発電設備設置促進のためのこの事務に用いる、これは国で定めている本来の税賦課に対するマイナンバー利用と別のことになりますから、特例措置として使うというこ

とからこれまでこの市のほうのマイナンバー条例に規定していました。規定していましたが、この制度自体を廃止することによって、その事務もなくなりますので、この本市のマイナンバー条例からその部分を削除するというところでございます。

○議長（登地靖徳君） 片平議員。

○12番（片平 司君） 簡単に言ったら、いわゆる固定資産税を5年間無料にするとか、5年から10年の間は7割にするとかいうことがなくなるから、マイナンバーも関係ないと、こうなるわけなんですか、簡単に言ったら。

○議長（登地靖徳君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 議員御指摘のとおりで、今このマイナンバーに関する本市の条例の別表第1に、国の定めるマイナンバーが使える事務を列挙して、マイナンバーが使える事務以外で本市が独自に使うものを、本市のこの条例の別表第1にいっぱい規定してはいますが、そのうちこの太陽光発電に係るものだけ、この制度を廃止しますので、その部分だけを削除させていただきますということになります。

○議長（登地靖徳君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。14時20分まで休憩いたしますのでお願いします。

（休憩 14時08分）

（再開 14時20分）

日程第21 議案第45号 ～ 日程第25 議案第49号

○議長（登地靖徳君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第21、議案第45号 市有財産の無償譲渡について、から日程第25、議案第49号 市有財産の無償譲渡についてまでの5議案を一括議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました、議案第45号から議案第49号までについての市有財産の無償譲渡についてでございます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、市有財産である旧老人集会所5施設を、地元自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第45号で、旧石風呂老人集会所を江田島市宮ノ原自治会に、議案第46号で、旧江田島大原老人集会所を同じく江田島市宮ノ原自治会に、議案第47号で、旧沖老人集会所を江田島市岡自治会に、議案第48号で、旧大附老人集会所を江田島市深江自治会に、議案第49号で、旧新開老人集会所を同じく江田島市深江自治会に、無償で譲渡することとしております。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） それでは、議案第45号から議案第49号までの市有財産の無償譲渡、5案件について御説明いたします。

今回無償譲渡する施設は、公共施設の再編整備により用途廃止された5つの老人集会所でございます。

議案書42ページをお開きください。

まず1件目、議案第45号について御説明します。1、無償譲渡する財産は、名称は旧石風呂老人集会所、所在地は江田島市江田島町宮ノ原3丁目4番9号、施設概要は木造平家建てで、床面積52.9平方メートル、建築年度は昭和51年度でございます。

2、無償譲渡の相手方及び時期は、名称は江田島市宮ノ原自治会、所在地は江田島市江田島町宮ノ原2丁目21番1号、時期は議会の議決を得た日以降といたしております。

3、無償譲渡の理由につきましては、江田島市公共施設のあり方に関する基本方針に基づき実施いたしました公共施設の再編整備により廃止となった本施設につきまして、地元の自治会から地域の集会所として有効活用したいとの希望があったため、無償譲渡するものでございます。43ページに無償譲渡する施設の位置図、平面図を添付いたしております。

議案書44ページをお願いいたします。

続いて2件目、議案第46号について御説明します。1、無償譲渡する財産は、名称が、旧江田島大原老人集会所、所在地は江田島市江田島町宮ノ原3丁目7番14号、施設概要は木造平家建てで、床面積149.4平方メートル、建築年度は昭和52年度でございます。

2、無償譲渡の相手方及び時期は、名称は江田島市宮ノ原自治会、所在地は江田島市江田島町宮ノ原2丁目21番1号、時期は議会の議決を得た日以降といたしております。

3、無償譲渡の理由につきましては、先ほどの議案と同様でございます。45ページに無償譲渡する施設の位置図、平面図を添付いたしております。

議案書46ページをお願いいたします。

次に3件目、議案第47号について御説明します。1、無償譲渡する財産は、名称、が旧沖老人集会所、所在地は江田島市沖美町岡大王5547番地1、施設概要は木造平家建てで、床面積136.0平方メートル、建築年度は昭和54年度でございます。

済みません、先ほど所在地の番地で5500と申しましたが、554番地1でございます。訂正させていただきます。申しわけございません。

2、無償譲渡の相手方及び時期は、名称が江田島市岡自治会、所在地は江田島市沖美町岡大王554番地1でございます。時期は議会の議決を得た日以降といたしております。

す。

3、無償譲渡の理由につきましては、議案第45号と同様でございます。47ページに無償譲渡する施設の位置図、平面図を添付いたしております。

議案書48ページをお願いいたします。

次に4件目、議案第48号について御説明します。1、無償譲渡する財産は、名称は旧大附老人集会所、所在地は江田島市大柿町深江4175番地8、施設概要はRC造平家建てで、床面積102.1平方メートル、建築年度は昭和48年度でございます。

2、無償譲渡の相手方及び時期は、名称は江田島市深江自治会、所在地は江田島市大柿町深江845番地4、時期は議会の議決を得た日以降といたしております。

無償譲渡の理由につきましては、議案第45号と同様でございます。49ページに無償譲渡する施設の位置図、平面図を添付いたしております。

議案書50ページをお願いいたします。

最後に5件目、議案第49号について御説明します。1、無償譲渡する財産は、名称は旧新開老人集会所、所在地は江田島市大柿町深江2660番地8、施設概要は木造平家建てで、床面積83.2平方メートル、建築年度は昭和62年度でございます。

2、無償譲渡の相手方及び時期は、名称が江田島市深江自治会、所在地は江田島市大柿町深江845番地4、時期は議会の議決を得た日以降といたしております。

3、無償譲渡の理由につきましては、議案第45号と同様でございます。51ページに無償譲渡する施設の位置図、平面図を添付いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。本5議案に対する質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 自治会のほうの要望で譲渡していただくようになったわけで感謝しておりますが、それで何分建物が古い、もう40年経過して耐用年数も過ぎたような施設もあります。それで要は今後の維持管理ですよね、もちろん電気・水道等自治会でやるわけですが、修繕が生じた場合、あるいはもう古くなって解体せんにゃいかんとか言うような状態も生じるかと思うんですよね。ここらあたりは市のほうでどのように援助していただけるというか、自治会が全部負担するのか、この点をお聞きしたいと思います。

それともう1点、43ページなんですけど、石風呂老人集会所の格納庫というのがあるんですね、これは以前は消防分団が手押しのポンプなんかを置いたりしよったんですが、これらはどのように、自治会のほうはこれも一緒に使えるのか、消防分団のほうに市のほうが連絡していただけるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 維持管理費のことにつきましては、江田島市集会施設等再編整備事業補助金というのがございまして、その中で維持管理費については2分の1の補助、光熱水費関係に関しては2分の1の補助を出せるようになっております。最終的に今の解体する場合ですよね、施設が不要になったという場合には、原則的には施設

の所有者である自治会に取り壊し等の処分をしていただくことになると思います。ただし、しかしながら取り壊し費用につきましては、先ほど申しました江田島市集会施設等再編整備事業補助金の中に、解体事業の補助金として、解体工事費の10分の10を補助するという制度がございますので、この制度を利用していただくことになるかと考えております。

それから石風呂の格納庫の件でございますが、まずその部分の話がまだはっきりできておりませんので、そこはちゃんとまた話をさせていただいて、まだ今後この議決を得た上で譲渡契約を結んでいく形になりますので、その中でしっかり話をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） いいですか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 今、山本秀男議員が聞くことの半分以上を聞かれたんですが、私はもし、こういうことがあってはいけないんですが、認可地縁団体が消滅するかもわかりませんよね、その場合にこの財産についてはどのようなになるのか、当然これ登記されるかどうかは別として、譲渡されるわけですから、市の持ち物でなくなるということで、その団体等が消滅、もしくは解散、そこら当たりされた場合に市の考え方を教えてください。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 認可地縁団体にするというのは、建物を登記するというのが前提となっております、当然のごとく建物の登記は行われます。認可地縁団体が消滅するという事はちょっと市のほうでも想定しておりませんでしたので、そのあたりのところは十分に検討させていただきたいと思っております。譲渡契約の中で、そういう部分を条件としてうたうような形になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ぜひそれは必要なことなんでやっていただきたいと思います。

先ほど解体工事費については10分の10の補助があるということを申されましたよね。これについては間違いはないですか。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 江田島市集会施設等再編整備事業補助金交付要綱というのがございまして、この中に認可地縁団体に移譲することを認めた施設が集会施設等ということになっておりまして、この集会施設等の解体につきましては、既存の集会施設等の解体工事について、1施設について1回を限度で10分の10で補助金を出すということをやっておりますので間違いございません。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） ほかにございませんか。

5番 花野議員。

○5番（花野伸二君）　　ちょっと聞いていいですか。渡辺部長、もしその集会所が老朽化しておって、下水道が接続していない場合があるでしょう、その場合の工事費なんかはどうなるんですかね。

○議長（登地靖徳君）　　渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君）　　今の下水道工事のことでございますが、中心施設が整備されたところについてのこの江田島市集会施設等再編整備事業の補助金要綱ということになっておりますので、中心施設ができていないところについてはこの要綱は使えませんが、この要綱の中にはやはり下水道の接続事業として、既存の集会施設等の下水道接続に要する経費ということで、これもやはり1施設について1回を限度で受益者負担金または受益者の分担金については支払いを完了するまでという形で、下水道接続の工事費も10分の10で補助を受けられることとなっております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君）　　ほかには。いいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。本5議案に対する討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案ごとに採決を行います。

初めに議案第45号についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 6 議案第 5 0 号

○議長（登地靖徳君） 日程第 2 6、議案第 5 0 号 市有財産の無償貸し付けについてを議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 5 0 号 市有財産の無償貸し付けについてでございます。

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定によりまして、旧高田保育園を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） それでは議案第 5 0 号について説明をいたします。

本議案につきましては、障害者就労継続支援 A 型施設につきまして、未利用施設を有効活用し、開設を誘致することにより障害者の就労促進及び自立支援を図るために、7 月 1 2 日に実施いたしました公募型プロポーザルの結果に基づき、市有財産を無償貸し付けしたいので提案するものでございます。

議案書の 5 2 ページをごらんください。1 としてまして、貸し付け財産を表にお示しをしております。貸し付けする施設の名称は、旧高田保育園で、所在地は江田島市能美町高田 3 3 5 5 番地 1、構造は鉄筋コンクリート造 2 階建て、延べ床面積は 6 3 6 平米、敷地面積は 1、5 2 2. 3 平米、建築年度は昭和 5 4 年度でございます。

2 としてまして、貸し付けの相手方及び時期でございますが、名称及び代表者名は、ゴールズ株式会社、代表取締役中野誠治、所在地は呉市焼山中央 2 丁目 7 番 1 0 - 1 0 1 号、時期は議会の議決を得た日の翌日からとしております。

3 としてまして、貸し付けの理由でございますが、障害者から要望が高い施設でありませぬ、障害者就労継続支援 A 型施設を未利用施設となっております、旧高田保育園を有効活用して、開設を誘致することにより、本市の障害者の就労促進と自立支援を図るためでございます。

次の 5 3 ページに参考資料として、施設の位置図を、5 4、5 5 ページには施設の平面図を添付いたしております。

以上で議案第 5 0 号の説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

1 2 番 片平議員。

○1 2 番（片平 司君） 1 点だけお尋ねしますが、先日といってもこの月の初めか中国新聞に出ったのを部長も読まれたと思うんですが、あの記事を読むまではこれは非常にいいことで、障害者の雇用とか自立のためにいいことやなと思っただけなんです。

が、あの新聞記事を見て、これはうまいぐあいにくんかいなと思って心配しとるわけなんです。その辺は江田島市が経営するわけじゃないんで、経営者は違う人だから、ああせい、こうせいということもできんし、ええがにやってくれよと言うぐらいしかできんと思うんじゃけど、これちょっと気になる記事が出たもんですから、あなた方がそれに対してどういうふうにとるのかちょっと聞いてみたいなど。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 議員御指摘の新聞記事、この行き場を失い障害者困惑という記事でございますが、先般この議会を開催する前、8月25日に高田自治会の皆さんに高田保育園を利用してこの事業所が来ますのでよろしくお願ひしますということで事業者の方みずからが1時間半ぐらいございましたが説明会を開催させていただきました。その折にも同様の御質問をいただきましたが、この新聞記事が出た折に、広島県のほうにも照会をさせていただきました。この記事の中身にある趣旨でございますが、この就労継続支援A型事業所の開設には補助金が出てまいります。1人の障害者を雇い入れればこれぐらいの補助金というふうに補助金があるんですが、この就労継続支援事業所の事業が始まったときに、この補助金を目当てにこの事業所を開設した事業所が全国でたくさんございました。一方で真面目に障害者の方のために事業運営をして、きちんとした生業として生活できるような賃金をお支払いしている事業者があります。今この問題になっておりますのは、そういう補助金頼みの事業所で、事業の実態がなくて補助金だけで事業所を運営しているような事業所が、国の法律がことしの4月に改正されたことによって、補助金だけで事業が賄えないような仕組みになってまいりましたので、この問題が今顕在化しているというところでございます。

今回事業していただきますゴールズさんについては、高田の保育園でシャーベットでありますとか、アイスクリームでありますとか、クッキーでありますとか、そういったものを市内のスーパーですとか、有名小売店にもう既に卸していただいて事業の実績がある事業所でございますので、協業ではなくて実業できちんと障害者の方を雇用していただいている事業者として実績のある事業所でありますから、広島県に照会したところ、ゴールズさんについてはきちんと市内で事業所をそういうふうに運営している事業所さんですから施設の整備が整って、認可権は広島県にございますので、広島県のほうに申請をしていただければ、書類に不備などなければ滞りなく認可される事業所さんですよというふうな回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） 変なことにならんように、あんたらも十分に監視というか管理というか、せんといけんと思うんで、ひとつよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（登地靖徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 7 議案第 5 1 号

○議長(登地靖徳君) 日程第 2 7、議案第 5 1 号 呉市と江田島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 5 1 号 呉市と江田島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてでございます。

広島中央地域連携中枢都市圏を形成するに当たりまして、呉市と連携協約を締結するための協議を行う必要がありますので、地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(登地靖徳君) 渡辺企画部長。

○企画部長(渡辺高久君) それでは、議案第 5 1 号 呉市と江田島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について御説明いたします。

議案書 5 7 ページをお願いいたします。5 7 ページから 5 8 ページに連携協約案を、5 9 ページから 6 0 ページに別表として連携協約の第 2 条及び第 3 条に規定する基本方針、取り組み内容及び役割分担を示しております。6 1 ページに参考資料として地方自治法の関連する条文を添付いたしております。

議案書 5 7 ページをお願いいたします。前文として、呉市及び江田島市は連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき、4 市 4 町で構成する広島中央地域連携中枢都市圏の形成に関して連携協約を締結する旨が記載されております。第 1 条及び第 2 条に目的及び基本方針を規定しております。第 3 条に取り組み内容や役割分担について規定しております。第 4 条には取り組みを推進するための具体的なビジョンを協議して策定すること、及び取り組みを実施するための費用とその分担について規定しております。

5 8 ページをお開きください。第 5 条及び第 6 条は、会議開催及びこの連携協約に係る変更等について規定しております。

5 9 ページをお願いいたします。5 9 ページから 6 0 ページに別表として第 2 条、第 3 条に規定する取り組む事項、内容、役割分担について示しております。右側の乙の役割が江田島市の役割となっております。

また本協定の締結時期は、本年 1 0 月ごろが予定されております。

今後、この内容について各担当部局の担当者によって事業実施に向けた協議を進めていく予定となっております。

5 8 ページにお戻りください。附則として、この連携協約は、平成 3 0 年 4 月 1 日か

ら施行するといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 片平議員。

○12番（片平 司君） これ難しいんよこれ非常に。部長に聞きますが、メリットとデメリットを簡単にちょっと説明してください。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） メリットとデメリットというのはなかなか難しい質問なんです。メリットにつきましては、単独で小さいものでできないというようなものを大きいレベル、例えば呉市何かでやっとなる事業に市が乗っかっていくというようなことが考えられます。

デメリット的にはそんなになんかと思うんですけど、なかなか大きい範囲で市がどんどん参加できるものがあるとか、補助金、交付税措置のことを見ますと、広島市のほうにもうちは参加していますが、呉市に参加したからといってその交付税がふえるわけではございません。ただ広島市は大きい範囲でやっております。それで江田島市がそこに対して余りにも大き過ぎて乗っかっていけない。呉市はもっとコンパクトな形で直接連携できるような事業があれば、市にとって有利なものをその中で選んでいけると、参加、不参加はその事業内容に対して選択することができますので、市にとって有利なものに参加していくという考え方で乗っかっていけば、これは有効に活用できる考えております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 12番 片平議員。

○12番（片平 司君） これは多分、まち・ひと・しごと地方創生の中で出てくるんじゃないかと思うんじゃないかね、広島市とも連携しとる、呉市とも連携する。大きいところはこまいところを引っ張っていく。広島市は75万以上じゃから2億円の補助金が出る。呉は20万じゃけ1億5,000万か2,000万じゃないかと思うんじやが、ここは1,500万、江田島市は。広島市と江田島市の向こうのええところらうとか、呉市のええのをもらおうといっても、呉市とは割と距離も近いけええとしても、広島市となるとかなり離れとるわけなんよね、距離的には。海上で16キロといっても、そうすると広島市の何を使うのか、呉市の何が利用できるんじゃないかなというのがあるわけよ。向こうは向こうで江田島市をどうやって引っ張っていきやあいいんかなというふうなこともあるんじゃないかと思うんじやが、その辺はどのように考えとるのか、簡単にちょっと。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 数多くはありませんけど、具体的な例で言いますと、今のこの連携中枢都市圏制度の交付税のほうで広島市とでいえば生活航路の助成事業というのを両方がやっていますが、これが対象事業として捉えております。それから呉なんかで言いますとまだごみのほうは既にやっておるのでそのあたりのところでありますと

か、今言われておるのは婚活のしまコンなんかの分を呉と合同でやるとか、そういうようなことでいろんな形で、広島市の場合はかなり大きいエリアですが、先ほども申しましたように、呉はある程度コンパクトな形で参加できる、いろんな対応できる事業があるのではないかと考えております。その中でいろんな各部局が協議しながら乗っかっていけるものに、市にとって有利なものへ参加していくという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） いいですか。それではこれをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 52 号

○議長（登地靖徳君） 日程第 28、議案第 52 号 平成 29 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 52 号 平成 29 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

平成 29 年度江田島市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,925 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 160 億 2,358 万 6,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第 52 号 一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で、御説明をいたします。

事項別明細書の 22、23 ページをお願いします。

初めに、歳入からでございます。14 款国庫支出金、3 項委託金、2 目民生費委託金

は、国民年金システムの改修に伴います、国民年金事務委託金の増額補正でございます。19款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。20款諸収入、5項4目雑入は、臨時職員雇用に伴います、社会保険料の増額補正でございます。21款1項市債、2目民生債は、旧梶川医院跡地の用地購入に伴います、一般単独事業債、合併特例・保育施設整備事業の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出補正予算の主なものは、旧梶川医院跡地及び魅力ある宿泊観光関連施設整備事業に係ります用地取得費、並びに各種施設の修繕工事などの増額補正でございます。

また、人件費につきましては、本年4月の人事異動等に伴いまして、給料、職員手当などの補正を、款・項・目におきまして計上しております。その内訳及び合計につきましては、50、51ページの給与費明細書にお示ししております。

それでは、人件費関係を除く、主な補正につきまして、御説明いたします。

26、27ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は、認定こども園のうみ及び江田島消防署能美出張所庁舎建設に伴います、旧梶川医院跡地の用地購入費の増額補正でございます。6目企画費は、STU48を活用し、本市の魅力を発信するための、プロモーション事業委託料の増額補正でございます。7目情報政策費は、マイナンバー制度に関連いたしました、子育てワンストップ制度の実施のための、庁内ネットワーク再構築委託料の増額及び、自治体中間サーバー利用に関します予算科目の組みかえ補正でございます。8目交流促進費は、体験型修学旅行受け入れ事業で、臨時職員雇用に伴います、賃金などの増額補正を、地域おこし協力隊事業で、発刊しております「人物図鑑」の印刷製本費の増額補正を行っております。

このページ下段から28、29ページをお願いします。13目支所費は、江田島庁舎内の議場改修工事費の増額補正でございます。14目集会所施設費は、柿浦地区引島団地の集合浄化槽廃止に伴いまして、整備が必要となりました、引島集会所の合併浄化槽設置工事費の増額補正でございます。

30、31ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計の補正に伴います繰出金の増額補正でございます。3目老人福祉費は、介護保険、保険事業勘定特別会計の補正に伴います繰出金の増額補正でございます。

32、33ページをお願いします。5目人権啓発費は、職員人権問題意識調査業務委託料の増額補正でございます。7目国民年金費は、国民年金届け書に係る報告書の電子様式統一化に伴います、システム改修業務委託料の増額補正でございます。2項児童福祉費、4目児童福祉施設費は、子育て支援センター光熱水費の増額補正でございます。

38、39ページをお願いします。6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費は、三高漁船用給油施設の緊急修繕工事に伴います、水産業施設修繕工事費の増額補正でございます。

同ページ下段から、40ページから41ページをお願いします。7款1項商工費、3

目観光費は、魅力ある宿泊観光関連施設整備事業の事業用地拡大及び進入路確保のための用地購入費などの増額補正でございます。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、三高地区整備構想に係ります基本設計委託料の増額補正でございます。

44、45ページ下段から46、47ページをお願いします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は、鹿川小学校体育館側進入路改修工事費の増額補正でございます。4項社会教育費、2目文化振興費は、本年秋に開催の「六角紫水」展に伴います、展示ケース照明の改修工事費などの増額補正でございます。

予算書の5ページにお戻りください。第2表、債務負担行為補正でございます。追加としまして、認定こども園のうみ新築工事設計業務委託、県道維持修繕、路面環境保全業務委託の合計2件をお願いしております。

続きまして、6ページをお願いします。第3表、地方債補正でございます。変更として、一般単独事業債、合併特例事業の保育施設整備事業、1件をお願いしております。

なお、50、51ページに給与費明細書、52ページに債務負担行為の支出予定額等調書、53ページに地方債の予定額調書をお示ししております。

以上で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,925万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ160億2,358万6,000円といたします、一般会計補正予算(第3号)の説明を終わります。

○議長(登地靖徳君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

酒永議員。

○2番(酒永光志君) 1点だけお願いいたします。27ページに企画調整事業費として、江田島プロモーション事業委託料というのがございます。STU48を活用ということで、ちょっと顔がほころんだんですが、ここをもう少し詳しく教えていただくことと、財源なんですよね、財源を一般財源で400万円を投入することにしてありますが、これこそ地域振興基金のいわゆる利子等の活用をしていくということは、これは考えられなかったのでしょうか。

○議長(登地靖徳君) 渡辺企画部長。

○企画部長(渡辺高久君) STU48の江田島プロモーション事業でございますが、内容といたしましては、インターネットテレビ番組の放映ということで、広島ホームテレビが運営するインターネットテレビでポルポルライブというのがございます。その中で30分の番組で全12回を入れてもらうように今進めておるところでございます。事前の話を進めておるところでございます。STU48のメンバーが江田島市の探訪ロケをやって番組を作成していくということで、江田島市内の観光地やグルメなどを体験してもらうというのをインターネットテレビで配信しようとしております。さらにPRを兼ねた江田島市のPRポスターも、入っていただいて作成して、それから完成したポスターは市内外へ掲示やイベントなんかで活用させていただくと、30分で全12回の番組につきましては、視聴可能な保存記録というような形、アーカイブというんですが、それで常時閲覧可能な保存ファイルとしてネット上に保存されますので、見損ねてもまた見れるという形のものを現在考えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 地域振興基金の活用ということでございます。今回は新市建設計画等にこれが該当するのかというようなところもございまして、今回につきましては一般財源を利用させていただいております。今後とも、何に地域振興基金が使えるかというところは常に精査をして、そういったものに使えるものについては当てはめていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） いいですか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 債務負担行為5ページなんですけど、認定こども園のうみの新築設計業務委託3,700万、債務負担行為を設定しておるわけですが、これについては当初予算で設計委託費1,200万、確か当初予算組んでおると思います。これは中町の保育園と能美の保育園の耐震補強設計だったかと認識しておるわけですが、これをあわせると4,900万になるわけですが、これを具体的にどうなるのか、今年度どこまでやって、来年度どのようにするのか、あるいは委託費の中でも地質調査とか基本設計とか、いろいろ分類されるかと思うんですが、これを具体的にお願いしたいんですが。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 5ページに提出させていただいております、債務負担行為3,700万円の内訳はという御質問かと思っております。こちらにつきましては、議員御指摘のとおり、年度当初予算には認定こども園のうみ及び中町保育園の大規模改修を行うための設計予算を計上させていただいております。しかしながら、子ども・子育て計画の見直しの中で、この両園を大規模改修を行うよりは、新しく認定こども園のうみを新設したほうが、子供たちによりよい環境整備が図られるのではないかという御意見をいただき、そのように計画変更をしたところでございます。これによりまして、認定こども園のうみの新築工事の設計業務を債務負担を30年度にかけてお願いしておるところでございますが、この内訳については、現在のところの見込みの予算ではございませんけれども、まず地質調査のための予算が650万ほど、現在旧梶川医院跡地へ建物がございまして、これの解体のための設計予算が250万円、測量のための予算が250万円、新築の実設計にかかわるものが3,000万円、おおむね4,200万円程度を現在のところは見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 結局1,200万とこの債務負担の3,700万をあわせて4,900万ですが、そのうち4,200万で大方設計委託についてはできるという解釈でよろしいですか。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） はい、議員の見込みのとおりでございます。

○議長（登地靖徳君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 9 議案第 5 3 号

○議長(登地靖徳君) 日程第 2 9、議案第 5 3 号 平成 2 9 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 5 3 号 平成 2 9 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)でございます。

平成 2 9 年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 8 6 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 6 億 5, 2 8 6 万 3, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(登地靖徳君) 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長(山本修司君) それでは議案第 5 3 号 平成 2 9 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について説明をいたします。

このたびの補正予算は、人事異動に伴います人件費の増額と、平成 3 0 年度からの国民健康保険制度改正による業務量増加に対応する臨時職員賃金の増額について補正をお願いするものでございます。

なお、財源としましては、一般会計からの繰入金等を充当させていただくこととしております。

まず歳入から説明をさせていただきます。事項別明細書の 5 8、5 9 ページをお開きください。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、2 節職員給与費等繰入金の増額補正でございます。1 1 款諸収入、3 項 8 目雑入、1 節保険料個人徴収金の増額補正でございます。

続いて歳出でございます。60、61ページをお開きください。

人事異動及び臨時職員の雇用に伴いまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の増額補正と、同款同項同目のうち、19節の負担金補助金及び交付金の減額補正をお願いしております。

なお、62、63ページに給与費明細書をお示ししております。

以上で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,286万3,000円とする国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第54号

○議長（登地靖徳君） 日程第30、議案第54号 平成29年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第54号 平成29年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度江田島市の介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ859万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ36億6,759万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） それでは、議案第54号 平成29年度江田島市介

護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

このたびの補正予算は、人事異動に伴います地域支援事業に係る国庫支出金などの減額及び職員給与費の増額と介護保険制度改正に対応するシステム改修業務委託料の増額、第1号被保険者保険料還付金の不足に対応するための増額、平成28年度分介護保険給付費交付金等の清算によります返還金の増額について、それぞれ補正をお願いするものでございます。

まず歳入から説明をさせていただきます。事項別明細書の68、69ページをお開きください。人事異動に伴うものから説明をいたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活総合事業、1節現年度分の地域支援事業交付金と、同款・項3目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外、1節現年度分の地域支援事業交付金の減額補正です。

次に、4款1項支払基金交付金、2目地域支援事業交付金、1節現年度分の地域支援事業交付金の減額補正です。

次に、県支出金、3項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業、1節現年度分の地域支援事業交付金と同款・項2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外、1節現年度分の地域支援事業交付金の減額補正です。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業、1節現年度分の地域支援事業繰入金と同款・項3目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業以外、1節現年度分の地域支援事業繰入金の減額補正です。

続いて、70、71ページをお開きください。7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費繰入金、一般事業の増額補正でございます。

以上が、人事異動に伴います歳入の補正となります。

続いて、同じく70、71ページでございますが、事務費及び還付金、返還金の財源といたしまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、3節事務費繰入金、一般事業及び8款1項1目1節繰越金を増額補正いたします。

続いて歳出でございます。72、73ページをお開きください。まず人事異動関係分としまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費の増額補正と、同款・項・目のうち、19節負担金補助及び交付金の減額補正です。

5款地域支援事業費、1項地域支援事業管理費、1目一般管理費の2節給料、3節給料手当等、4節共済費及び19節負担金補助及び交付金の減額補正でございます。

次に介護保険制度の改正に対応するシステム改修業務委託料としまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料の増額補正でございます。

74、75ページをお開きください。第1号被保険者保険料還付金及び交付金返還金といたしまして、7款諸支出金、2項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金及び同款・項の3目償還金において23節償還金利子及び割引料のそれぞれに増額補正でございます。

なお、76、77ページに給与費明細書をお示ししております。

以上で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに 859 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 6,759 万 2,000 円とする介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 31 議案第 55 号

○議長（登地靖徳君） 日程第 31、議案第 55 号 平成 29 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 55 号 平成 29 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

平成 29 年度江田島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 103 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2,203 万 8,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（登地靖徳君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 議案第 55 号 住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

このたびの補正は平成 29 年 3 月に貸付金の繰り上げ償還があったことに伴い、市債の繰り上げ償還をする必要が生じたため、前年度繰越金を財源として、市債元金償還金の補正をお願いするものでございます。

それでは、まず歳入から説明いたします。

事項別明細書の 82 ページ、83 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目繰越金、補正額 1 0 3 万 8, 0 0 0 円、これは前年度の繰越額を見込んでの増額補正です。

次に歳出ですが、次のページ、84、85 ページをお願いします。2 款 1 項公債費、1 目元金、補正額 1 0 3 万 8, 0 0 0 円、これは貸付金の繰り上げ償還に伴う、市債元金償還金の繰り上げ償還分を増額補正するものです。

なお 86 ページに地方債の予定額調書をお示ししています。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 3 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 2 0 3 万 8, 0 0 0 円とする、江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1）の説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

片平議員。

○12番（片平 司君） ちょっと質問がずれとるかもわからんのじゃけど、住宅貸付資金の件なんじゃけど、このたびの決算書を見ると物すごいたまっとるんじゃけど、それに対する何かやっとなるんですか。

○議長（登地靖徳君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 滞納分に対しての御質問だと思います。住宅新築資金の貸付金、確かに多額の未納額が現在のところ発生しています。しかしながら、住宅新築資金だけの滞納というケースが少なく、滞納されている方は、市税であるとか、国保税であるとか、そういったものもありまして、そこは税務課の収納対策室のほうで全体を見て収納対策に取り組んでいるところでございます。

○議長（登地靖徳君） よろしいですか。ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 2 議案第 5 6 号

○議長（登地靖徳君） 日程第 3 2、議案第 5 6 号 平成 2 9 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 5 6 号 平成 2 9 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（登地靖徳君） 道丹企業局長。

○企業局長（道丹幸博君） それでは、議案第56号 平成29年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

このたびの補正は、職員の人事異動に伴う給与費の減額補正及び債務負担行為の計上に係る減額及び訂正を行うものです。

水道事業会計補正予算書の1ページをごらんください。第1条 平成29年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）は次の定めるところによる。

第2条 平成29年度江田島市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出について第1款水道事業費用、第1項営業費用の給与費667万7,000円の減額補正を行いまして、第1項水道事業費用合計額を7億2,935万4,000円とするものです。

第3条 予算、第4条本文括弧書き中資本的支出額に対する不足額3億7,353万6,000円を3億7,218万1,000円に、建設改良積立金2億1,614万8,000円を2億1,479万3,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款資本的支出の第1項建設改良費、給与費135万5,000円の減額補正を行いまして、第1款資本的支出合計額を6億9,718万2,000円とするものです。

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる期間及び限度額を改めるものです。

内容としまして、料金会計システム賃借料について、期間を平成34年度までとするところを、平成35年度と誤記入しておりました。限度額について6,731万7,000円で計上していましたが、債務負担行為は平成30年度から5年間で計上するものであり、今年度の平成29年度11月1日に契約することで6カ月分を上限額に重複して計上していたため、673万2,000円の減額を行い、6,058万5,000円に訂正するものでございます。

今後はこのようなことがないように、十分注意してまいります。大変申しわけありませんでした。

第5条 予算8条に定めた職員給与費を803万2,000円の減額補正を行い、1億1,695万8,000円に改めるものです。キャッシュフロー計算書は4ページに、債務負担行為に関する調書は6ページに、費目別内訳書は7ページ、8ページに記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 3 議案第 5 7 号 ～ 日程第 4 4 議案第 6 8 号

○議長（登地靖徳君） 日程第 3 3、議案第 5 7 号 平成 2 8 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 4 4、議案第 6 8 号 平成 2 8 年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの 1 2 議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました、議案第 5 7 号から議案第 6 8 号までの、平成 2 8 年度江田島市各会計の歳入歳出決算の認定等についてでございます。

最初に、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定によりまして、議案第 5 7 号で、一般会計、議案第 5 8 号で、国民健康保険特別会計、議案第 5 9 号で、後期高齢者医療特別会計、議案第 6 0 号で、介護保険（保険事業勘定）特別会計、議案第 6 1 号で、介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計、議案第 6 2 号で、住宅新築資金等貸付事業特別会計、議案第 6 3 号で、港湾管理特別会計、議案第 6 4 号で、地域開発事業特別会計、議案第 6 5 号で、宿泊施設事業特別会計、議案第 6 6 号で、交通船事業特別会計、これら 1 0 会計の歳入歳出決算を、監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

続きまして、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定によりまして、議案第 6 7 号で、水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて、同法第 3 0 条第 4 項の規定によりまして、水道事業会計決算を、監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

最後に、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定によりまして、議案第 6 8 号で、下水道事業会計決算を、監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

平成 2 8 年度の決算について、予算執行が合法的になされているか、その会計処理が適正確実に行われたかといった検証のほか、経理内容の適否、公営企業の運営等の審査に当たりまして、佐野代表監査委員、濱先監査委員におかれましては、大変であったかと存じます。

一般会計及び特別会計につきましては、7 月 1 1 日から 8 月 1 7 日まで、公営企業会計につきましては、6 月 1 5 日から 8 月 1 7 日までの間、両監査委員には熱心なる審査に当たられ、その労に対しまして厚く敬意を表する次第でございます。

議会におかれましては、何とぞ御理解ある御審議をいただきまして、的確なる認定等

を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、議案第57号から議案第68号までの、平成28年度江田島市各会計の歳入歳出決算の認定等についての提案理由といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（登地靖徳君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本12議案については監査委員の意見が付されていますので、監査委員会の報告を求めます。

それでは、佐野代表監査委員に入場していただきます。

佐野代表監査委員、登壇をお願いいたします。

○代表監査委員（佐野博隆君） 失礼いたします。平成28年度江田島市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査、並びに平成28年度江田島市公営企業会計決算審査意見について御報告をいたします。

平成28年度江田島市一般会計特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査につきましては、去る7月11日から8月17日までの間、関係諸帳簿及び証拠書類等の調査などを行いました。また平成28年度江田島市公営企業、水道事業、下水道事業会計の決算につきましては、去る6月15日から8月17日までの間、総勘定元帳、その他会計帳票及び関係証書類との照合など通常実施すべき審査を慎重に行ってまいりました。

その結果、平成28年度江田島市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況、並びに平成28年度江田島市公営企業会計決算は、関係諸帳簿の各計数と符合しており、非緯の経費はありませんでした。

なお、審査意見書をお手元に配布いたしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、御報告いたします。

○議長（登地靖徳君） 以上で監査委員の報告を終わります。

決算審査特別委員会の設置

○議長（登地靖徳君） お諮りします。

ただいま一括議題といたしました議案第57号 平成28年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第68号 平成28年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの12議案については、議長及び議会選出の監査委員を除く14名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、各常任委員会の所管事項別に各分科会へ分割付託し、休会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本12議案は議長及び議会選出の監査委員を除く14名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して休会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてはいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長一任のことですが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

それでは、議長において委員長に林 久光議員、副委員長に酒永光志議員を指名いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日8月30日(木)から9月11日(月)までの12日間は決算審査等のため休会とし、次回は9月12日(火)に開催いたしますので、午前10時に御参集願います。

皆さん、御苦労さまでございました。

(散会 15時48分)